様式1

| 大学等名 | 立命館アジア太平洋大学 |
|---|---|
| プログラム名 | APUデータサイエンスプログラム（基礎） |

## プログラムを構成する授業科目について

① 対象となる学部・学科名称　　② 教育プログラムの修了要件　学部・学科によって、修了要件は相違しない

③ 修了要件

共通教養科目（社会ニーズ ・基礎スキル系）の「特殊講義（共通教養科目）」の単位を修得すること。

必要最低単位数　2　単位　　履修必須の有無　令和7年度までに履修必須とする計画

④ 現在進行中の社会変化（第4次産業革命、Society 5.0、データ駆動型社会等）に深く寄与しているものであり、それが自らの生活と密接に結びついている」の内容を含む授業科目

| 授業科目 | 単位数 | 必須 | 1-1 | 1-6 | 授業科目 | 単位数 | 必須 | 1-1 | 1-6 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特殊講義（共通教養科目） | 2 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

⑤「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題を解決する有用なツールになり得るもの」の内容を含む授業科目

| 授業科目 | 単位数 | 必須 | 1-2 | 1-3 | 授業科目 | 単位数 | 必須 | 1-2 | 1-3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特殊講義（共通教養科目） | 2 | | ○ | ○ | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

⑥「様々なデータ利活用の現場におけるデータ利活用事例が示され、様々な適用領域（流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等）の知見と組み合わせることで価値を創出するもの」の内容を含む授業科目

| 授業科目 | 単位数 | 必須 | 1-4 | 1-5 | 授業科目 | 単位数 | 必須 | 1-4 | 1-5 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特殊講義（共通教養科目） | 2 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

⑦「活用に当たっての様々な留意事項（ELSI、個人情報、データ倫理、AI社会原則等）を考慮し、情報セキュリティや情報漏洩等、データを守る上での留意事項への理解をする」の内容を含む授業科目

| 授業科目 | 単位数 | 必須 | 3-1 | 3-2 | 授業科目 | 単位数 | 必須 | 3-1 | 3-2 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特殊講義（共通教養科目） | 2 | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

⑧「実データ・実課題（学術データ等を含む）を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・AIの基本的な活用法に関するもの」の内容を含む授業科目

| 授業科目 | 単位数 | 必須 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 授業科目 | 単位数 | 必須 | 2-1 | 2-2 | 2-3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特殊講義（共通教養科目） | 2 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

⑨ 選択「4. オプション」の内容を含む授業科目

| 授業科目 | 選択項目 | 授業科目 | 選択項目 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

⑩ プログラムを構成する授業の内容

| 授業に含まれている内容・要素 | | 講義内容 |
|---|---|---|
| (1)現在進行中の社会変化（第4次産業革命、Society 5.0、データ駆動型社会等）に深く寄与しているものであり、それが自らの生活と密接に結びついている | 1-1 | ・ビッグデータ、IoT、AI、ロボット「特殊講義（共通教養科目）」（1回目）<br>・データ量の増加、計算機の処理性能の向上、AIの非連続的進化「特殊講義（共通教養科目）」（1回目）<br>・第4次産業革命、Society 5.0、データ駆動型社会「特殊講義（共通教養科目）」（1回目）<br>・複数技術を組み合わせたAIサービス「特殊講義（共通教養科目）」（1回目）<br>・人間の知的活動とAIの関係性「特殊講義（共通教養科目）」（1回目）<br>・データを起点としたものの見方、人間の知的活動を起点としたものの見方「特殊講義（共通教養科目）」（1回目） |
| | 1-6 | ・AI等を活用した新しいビジネスモデル(シェアリングエコノミー、商品のレコメンデーションなど)「特殊講義（共通教養科目）」（13回目）<br>・AI最新技術の活用例（深層生成モデル、敵対的生成ネットワーク、強化学習、転移学習など）「特殊講義（共通教養科目）」（13回目） |
| (2)「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題を解決する有用なツールになり得るもの | 1-2 | ・データ管理・表現ツールとしてのExcel入門「特殊講義（共通教養科目）」（2回目）<br>・Excelでのグラフ、表、データ作成について「特殊講義（共通教養科目）」（2回目）<br>・調査データ、実験データ、人の行動ログデータ、機械の操作ログデータなど「特殊講義（共通教養科目）」（2回目）<br>・1次データ、2次データ、データのメタ化「特殊講義（共通教養科目）」（2回目）<br>・データ作成（ビッグデータとアノテーション）「特殊講義（共通教養科目）」（2回目）<br>・データのオープン化（オープンデータ）「特殊講義（共通教養科目）」（2回目） |
| | 1-3 | ・データ・AI活用領域の広がり(生産、消費、文化活動など)「特殊講義（共通教養科目）」（9回目）<br>・研究開発、調達、製造、物流、販売、マーケティング、サービスなど「特殊講義（共通教養科目）」（9回目）<br>・仮説検証、知識発見、原因究明、計画策定、判断支援、活動代替、新規生成など「特殊講義（共通教養科目）」（9回目） |
| (3)様々なデータ利活用の現場におけるデータ利活用事例が示され、様々な適用領域（流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等）の知見と組み合わせることで価値を創出するもの | 1-4 | ・データ解析：予測、グルーピング、パターン発見、最適化、シミュレーション・データ同化など「特殊講義（共通教養科目）」（10回目）<br>・データ可視化：複合グラフ、2軸グラフ、多次元の可視化、関係性の可視化、地図上の可視化、挙動・軌跡の可視化、リアルタイム可視化など「特殊講義（共通教養科目）」（6回目）<br>・非構造化データ処理：言語処理、画像/動画処理、音声/音楽処理など「特殊講義（共通教養科目）」（10回目）<br>・特化型AIと汎用AI、今のAIで出来ることと出来ないこと、AIとビッグデータ「特殊講義（共通教養科目）」（10回目）<br>・認識技術、ルールベース、自動化技術「特殊講義（共通教養科目）」（10回目） |
| | 1-5 | ・データサイエンスのサイクル（課題抽出と定式化、データの取得・管理・加工、探索的データ解析、データ解析と推論、結果の共有・伝達、課題解決に向けた提案）「特殊講義（共通教養科目）」（8回目）<br>・流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等におけるデータ・AI利活用事例紹介「特殊講義（共通教養科目）」（8回目） |

| | | |
|---|---|---|
| (4)活用に当たっての様々な留意事項(ELSI、個人情報、データ倫理、AI社会原則等)を考慮し、情報セキュリティや情報漏洩等、データを守る上での留意事項への理解をする | 3-1 | ・データ倫理:データのねつ造、改ざん、盗用、プライバシー保護「特殊講義(共通教養科目)」(14回目)<br>・AI社会原則(公平性、説明責任、透明性、人間中心の判断)「特殊講義(共通教養科目)」(14回目)<br>・データバイアス、アルゴリズムバイアス「特殊講義(共通教養科目)」(14回目)<br>・AIサービスの責任論「特殊講義(共通教養科目)」(14回目)<br>・データ・AI活用における負の事例紹介「特殊講義(共通教養科目)」(14回目) |
| | 3-2 | ・情報セキュリティ:機密性、完全性、可用性「特殊講義(共通教養科目)」(14回目)<br>・情報漏洩等によるセキュリティ事故の事例紹介「特殊講義(共通教養科目)」(14回目) |
| (5)実データ・実課題(学術データ等を含む)を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・AIの基本的な活用法に関するもの | 2-1 | ・データの種類(量的変数、質的変数)「特殊講義(共通教養科目)」(4回目)<br>・データの分布(ヒストグラム)と代表値(平均値、中央値、最頻値)「特殊講義(共通教養科目)」(4回目)<br>・代表値の性質の違い(実社会では平均値=最頻値でないことが多い)「特殊講義(共通教養科目)」(4回目)<br>・データのばらつき(分散、標準偏差、偏差値)「特殊講義(共通教養科目)」(4回目)<br>・観測データに含まれる誤差の扱い「特殊講義(共通教養科目)」(4回目)<br>・打ち切りや脱落を含むデータ、層別が必要「特殊講義(共通教養科目)」(11回目)<br>・相関と因果関係(相関係数、偽の関係、交絡)「特殊講義(共通教養科目)」(11回目)<br>・母集団と標本抽出(国勢調査、アンケート調査、全数調査、単純無作為抽出、層別抽出、多段抽出)「特殊講義(共通教養科目)」(12回目)<br>・クロス集計表、分割表、相関係数行列、散布図行列「特殊講義(共通教養科目)」(12回目)<br>・統計情報の正しい理解(誇張表現に惑わされない)「特殊講義(共通教養科目)」(12回目) |
| | 2-2 | ・データ表現(棒グラフ、折線グラフ、散布図、ヒートマップ)「特殊講義(共通教養科目)」(5回目)<br>・データの図表表現(チャート化)「特殊講義(共通教養科目)」(5回目)<br>・データの比較(条件をそろえた比較、処理の前後での比較、A/Bテスト)「特殊講義(共通教養科目)」(5回目)<br>・不適切なグラフ表現(チャートジャンク、不必要な視覚的要素)「特殊講義(共通教養科目)」(7回目)<br>・優れた可視化事例の紹介(可視化することによって新たな気づきがあった事例など)「特殊講義(共通教養科目)」(7回目) |
| | 2-3 | ・データの集計(和、平均)「特殊講義(共通教養科目)」(3回目)<br>・データの並べ替え、ランキング「特殊講義(共通教養科目)」(3回目)<br>・データ分析ツール(スプレッドシート)「特殊講義(共通教養科目)」(3回目)<br>・表形式データ(CSV)「特殊講義(共通教養科目)」(3回目) |

⑪ プログラムの学修成果(学生等が身に付けられる能力等)

・AIやビッグデータといった第4次産業革命のコアとなる技術について基本的な仕組みや流通や金融、医療などの現場における利活用の状況と今後の展望について理解できる。
・情報保護やデータ倫理といったデータ・AIの利活用における留意点を理解できる。
・データを読み解く力、図表など説明する手法を理解できる。

様式2

大学等名 立命館アジア太平洋大学

# プログラムの履修者数等の実績について

①プログラム開設年度 令和4 年度

②履修者・修了者の実績

| 学部・学科名称 | 学生数 | 入学定員 | 収容定員 | 令和4年度 | | | | | | 令和3年度 | | | | | | 令和2年度 | | | | | | 令和元年度 | | | | | | 平成30年度 | | | | | | 平成29年度 | | | | | | 履修者数合計 | 履修率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 履修者数 | | | 修了者数 | | | 履修者数 | | | 修了者数 | | | 履修者数 | | | 修了者数 | | | 履修者数 | | | 修了者数 | | | 履修者数 | | | 修了者数 | | | 履修者数 | | | 修了者数 | | | | |
| | | | | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 | | |
| アジア太平洋学部 | 2,689 | 660 | 2,712 | 64 | 23 | 41 | 57 | 21 | 36 | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 64 | 2% |
| 国際経営学部 | 2,646 | 660 | 2,768 | 66 | 33 | 33 | 64 | 32 | 32 | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 66 | 2% |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | 0 | #DIV/0! |
| 合　計 | 5,335 | 1,320 | 5,480 | 130 | 56 | 74 | 121 | 53 | 68 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 130 | 2% |

様式3

大学等名 立命館アジア太平洋大学

# 教育の質・履修者数を向上させるための体制・計画について

① 全学の教員数 （常勤） 131 人 （非常勤） 44 人

② プログラムの授業を教えている教員数 1 人

③ プログラムの運営責任者

（責任者名） NISHANTHA Giguruwa （役職名） 教学部副部長

④ プログラムを改善・進化させるための体制（委員会・組織等）

教学委員会

（責任者名） MEIRMANOV Serik （役職名） 教学部長

⑤ プログラムを改善・進化させるための体制を定める規則名称

立命館アジア太平洋大学教学委員会規程

⑥ 体制の目的

教学委員会は、学長が決定を行うにあたり、教学に関する事項を審議するために設置している全学委員会である。教学委員会は、全学の教学制度の整合性を保ち、本学における教育の質保証に対する責任を負う全学組織として各学部・センター役職者から構成している。当該プログラムにおいては教学委員会をプログラムを改善・進化させるための体制として位置付け、プログラム実施の提案、プログラムの実施、プログラムの評価・改善を行うこととしている。

⑦ 具体的な構成員

(1) 教学部長（MEIRMANOV Serik）
(2) 副学部長のうち、学部長が指名する者（清家 久美、ACKARADEJRUANGSRI P.）
(3) 教学部副部長（小澤 朋之、田原 洋樹、平井 達也、NISHANTHA Giguruwa、本田 朋子）
(4) 言語教育センター副センター長のうち、センター長の指名する者（JUNG Jonghee、BLACKWELL James）
(5) 教育開発・学修支援副センター長（カッティング　美紀）
(6) 教学を担当する次長（大澤　芳樹）

⑧ 履修者数・履修率の向上に向けた計画 ※様式1の「履修必須の有無」で「計画がある」としている場合は詳細について記載すること

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年度実績 | 2% | 令和5年度予定 | 25% | 令和6年度予定 | 50% |
| 令和7年度予定 | 75% | 令和8年度予定 | 95% | 収容定員（名） | 5,480 |

具体的な計画

目標達成に向けた計画
令和5年度の計画
・2023年度入学者からは、プログラム構成科目である共通教養科目（社会ニーズ ・基礎スキル系）の「特殊講義（共通教養科目）」から共通教養科目（世界市民基盤分野）の「情報リテラシー（共通教養科目）」へ変更する（授業内容は同様）。その上で、入学直後のセメスターに全新入生が自動的に履修する履修必須科目とする。

令和5～8年度の計画
・「情報リテラシー（共通教養科目）」科目は、オンデマンド科目となっているが、学修内容について学生間の意見交換や担当教員への質問の機会を確保できるように、Learning Management System(LMS)のディスカッション機能等を積極的に活用する。また今後の授業運営にあたって学生からの質問への回答のあり方など、さらなる工夫を検討する。
・各年度、プログラムを改善・進化させるための体制として位置付けている教学委員会において自己点検を行い、プログラムの改善をはかる。自己点検・評価資料については、WEBサイトを通じて公表する。

⑨ 学部・学科に関係なく希望する学生全員が受講可能となるような必要な体制・取組等

・当該プログラムの科目は学部に関係なく全学に対して開講する共通教養科目となっており、日本語基準・英語基準の両方の学生が受講となるように、日本語と英語の両言語で開講する。
・当該プログラムを構成する「特殊講義（共通教養科目）」は令和5年度以降は全新入生が履修する履修必須科目とすることになっている。
・学生が履修しやすい仕組みとして、開講形態はオンデマンドで、録画した映像を学生が好きなタイミングで見て学修する形態としている。

⑩ できる限り多くの学生が履修できるような具体的な周知方法・取組

・新入生にはオリエンテーションで「情報リテラシー」科目の概要を説明する。
・オリエンテーションで使用した「情報リテラシー」科目の紹介が記載されたPDF資料をオリエンテーションWEBサイトに掲載し、オリエンテーションに参加できなかった学生にも情報提供を行う。
・APU Campus Terminal（立命館アジア太平洋大学で大学からの情報を通知するシステム）の「大学からの情報登録」「あなた宛ての重要なお知らせ登録」機能を用いて情報提供を行う。
・授業内容をシラバスを通じて学生に公開・周知し、興味を引くように努めている。
・立命館アジア太平洋大学 WEBサイト（Quick Links）を通じてプログラムの紹介を行う。
【日本語サイト】https://www.apu.ac.jp/academic/information_literacy/
【英語サイト】https://en.apu.ac.jp/academic/information_literacy/

⑪ できる限り多くの学生が履修・修得できるようなサポート体制

当該プログラムの科目はオンデマンドで開講しており、学生が時間や場所に囚われることなくに学ぶことができる環境を整備している。
履修に関しては、アカデミックオフィススタッフでサポートを行い、ICT関連については、情報システムにおいてサポート窓口を設け、メールや電話、対面で質問を受け付け、回答できる体制を整えている。
また、当該プログラムの科目ではTAを配置し、授業内容等について学生が質問がある場合はメール等で質問を行うことができるようにしている。

⑫ 授業時間内外で学習指導、質問を受け付ける具体的な仕組み

・教員連絡先とオフィスアワー教員情報の検索
授業の内容についての相談、指導を行うためにオフィス・アワー制度を設けている。
【日本語サイト】https://www.apu.ac.jp/academic/consultations/faculty_info/
【英語サイト】https://en.apu.ac.jp/academic/consultations/faculty_info/

・授業内容等について学生から質問がある場合は、先生やTAに対してメール等で質問を行うことができる。

様式4

大学等名 立命館アジア太平洋大学

# 自己点検・評価について

① プログラムの自己点検・評価を行う体制（委員会・組織等）

教学委員会

（責任者名）MEIRMANOV Serik　（役職名）教学部長

② 自己点検・評価体制における意見等

| 自己点検・評価の視点 | 自己点検・評価体制における意見・結果・改善に向けた取組等 |
|---|---|
| 学内からの視点 | |
| プログラムの履修・修得状況 | 2022年度に、「APUデータサイエンスプログラム（基礎）」の科目として、「特殊講義（共通教養科目）」を日本語開講1クラス、英語開講1クラスの計2クラスを開講。両クラスとも履修定員最大の65名が履修登録したので、130名がプログラムを履修した。修得率は日本語開講クラスが92%、英語開講クラスが94%と、2クラスとも9割を超える学生が修得することができた。<br>当該科目は2023年度からは、「情報リテラシー」に科目名称を変更し、全学部の新入生が履修することとなるため、今後さらにプログラム修了者数が増加していく。 |
| 学修成果 | 本学では学長室にInstitutional Research(IR)機能を有しており、学生の履修科目、成績、授業評価アンケート、学生生活アンケート、正課外活動への参加状況などを一元的に管理し、多面的な分析を行うことによって教学内容や学生サービスの改善等を行っている。当該科目における学修成果についても単位修得率を他の科目と比較することによって、当該科目の学修内容の改善等につなげることが可能となっている。また、当該科目においては学生の学修状況をより正確に把握するために、全科目において実施している授業評価アンケートに加え、科目独自のアンケートを実施している。今回の科目独自のアンケートでは、全授業回数のうち、「インターネット、情報、社会について」、「データ可視化の基本」、「データとAIの活用技術」の授業について特に良かったと回答している学生が多かった一方、「インターネット、情報、社会について」、「データへの統計的アプローチについて」、「インターネットと情報倫理」は学生からの評価が低くなっており、今後の受講生の学びの支援の在り方等について改善が必要である。 |
| 学生アンケート等を通じた学生の内容の理解度 | 本学では授業評価アンケートを通じて、学生の授業内容の理解度を定期的に把握している。当該科目の授業評価アンケートでは、「この授業の内容を理解して修得することができた。」という項目では、5段階評価のうち、日本語開講クラスが平均4.21、英語開講クラスが平均4.24、「資料や宿題は科目の深い理解のために役立った」という項目では、日本語開講クラスが平均4.03、英語開講クラスが平均4.17と、授業評価アンケートから学生の内容理解度が高いことを確認できた。自由記述の「担当教員の説明と教材のおかげで授業の理解が進んだ」というコメントも、学生がよく内容を理解できたことを示している。 |
| 学生アンケート等を通じた後輩等他の学生への推奨度 | 授業評価アンケートと本プログラム独自のアンケートから、受講生の科目推奨度を確認できる。オンデマンド科目ということもあり、「アクティブラーニング」は他の項目と比べると低い値となったが、それ以外の「学生の学び」「姿勢、関わり、熱意」「授業設計」「学びの深み・広がり」「課題」では、高い数値を獲得した。オンデマンド型の科目であるということに焦点を当てて収集した独自アンケートでは、オンデマンド科目ということを好意的に捉えた意見が多く、受講生が他の学生に本科目を推奨する価値があると判断していることがわかる。さらに、両アンケートをHP上で公開することで、講義受講の推奨にも活用している。 |
| 全学的な履修者数、履修率向上に向けた計画の達成・進捗状況 | 当該科目については、2023年度より科目名称を変更し、全新入生が履修登録する履修登録必須科目とした。2022年度は、履修定員65名の科目を2クラス開講し、履修者数は130名だったが、2023年度は春セメスター時点で、履修定員245名の科目を4クラス開講し、851名が履修をしている。<br>今後は自己点検・評価活動を通じて、プログラム内容の更なる改善等を進めていく。 |

| 自己点検・評価の視点 | 自己点検・評価体制における意見・結果・改善に向けた取組等 |
|---|---|
| 学外からの視点 | |
| 教育プログラム修了者の進路、活躍状況、企業等の評価 | 本学では卒後5年が経過した卒業生を対象としたアンケート調査を実施しており、当該プログラムを修了した卒業生の進路先や活動状況の把握が可能となっている。 |
| 産業界からの視点を含めた教育プログラム内容・手法等への意見 | 本学では外部評価機関としてAPU Governing Advisory Board (GAB)を設置し、年に一度GABによる外部評価を受けている。GABは教育関係者、自治体、企業関係者、卒業生など多様な背景をもつ委員で構成されており、産業界からの視点を含めた当該プログラム内容・手法等についてはGABにおいて評価を行うことが可能となっている。 |
| 数理・データサイエンス・AIを「学ぶ楽しさ」「学ぶことの意義」を理解させること | 当該プログラムにおいてはモデルカリキュラムリテラシーレベルの導入部分に準じ、「データの活用事例」、「データとAIの活用技術」、「統計情報の応用事例」といった授業を展開しており、受講生が実社会と数理・データサイエンス・AIのつながりについて理解し、興味を持たせながらこれらを学ぶ必要性を感じることができる内容となっている。また、当該プログラムの教材については企業と連携して開発しており、当該分野における最先端のテーマやトピックについて学ぶことが可能となっている。 |
| 内容・水準を維持・向上しつつ、より「分かりやすい」授業とすること | 当該プログラムにおいては、単位取得状況、授業評価アンケート、独自アンケート等を活用し、学生にとっての分かりやすさについての観点から点検・評価を教学委員会にて行い、講義内容や実施方法の改善等に取り組んでいる。 |

シラバス参照

| | |
|---|---|
| 開講年度 | 2022 |
| 講義コード | 020299JI |
| 科目ナンバー | [LIB]-[-]-[100] |
| 開講セメスター | 秋クウォータ2 |
| 講義名・クラス名 | 特殊講義（共通教養科目）JI |
| 担当教員 | NISHANTHA Giguruwa<br>DAHLAN Nariman |
| 備考 | Students who have taken this Special Lecture with the same professor and the same content are prohibited to register for this course a second time.<br>同じ教員および同じ内容の特殊講義をすでに履修したことがある学生は、再度受講することができません。<br><br>履修する科目を選択するにあたり、当該科目における学びの内容、授業手法や設計方法などを踏まえ、参考とする情報の一つとして活用することを目的に授業評価アンケートの公表を行っています。<br>We publish the class Evaluation Survey Results to give students infomation about course content, teaching methods, course design, and other items on reference when choosing their courses.<br>URL http://en.apu.ac.jp/academic/page/content0324.html/?c=17&&version=English |

| | |
|---|---|
| 講義分野（講義内容に関するキーワード） | 情報リテラシー、データ・サイエンス<br><br>当フィールドの設定は、関心のある分野に該当する科目を検索、閲覧するものです。 興味のある分野を示しているだけであって、卒業に必要な単位区分とは関係がありません。 単位区分については、ハンドブックを参照の上、履修するようにしてください。 |
| 履修の目安 | このコースは、情報リテラシーを初めて触れる学生のための入門コースとして設置しています。本講座の受講に際して、特別な知識は必要ありません。このコースは全授業を事前に録画された動画を配信される科目で、教室で実際に対面で受講されたりやリアルタイムでオンライン中継される講義ではありません。つまり PCやスマートフォンを使って、マナバの指示に従い、いつでもどこでも受講することができます。個別の授業内容の問い合わせについては、別途オンライン上で回答する予定としています。 |
| 授業概要 | *** PCやスマートフォンを使って、マナバの指示に従って、いつでもどこでも受講できます。<br><br>このコースでは、インターネットとデータサイエンスについて、基本的な概念、データ処理能力、データサイエンスへの入門知識、ビジネスへの応用と情報倫理に関する認識について、実社会の状況を踏まえながら説明します。情報リテラシー (1) インターネット、データ、社会の変化 (2) データの収集、読み取り、加工、活用 (3) データサイエンスにおけるAIの技術動向 (4) AIとデータサイエンスの応用と情報倫理に関する最新のビジネス動向 を紹介します。 |
| 到達目標 | このコースの主な目的は、情報技術やデータサイエンス分野を全く学んだことのない学生が基礎レベルまで到達することを目的とした科目です。こうした分野に関心があり、ITスキルを今後大きく伸ばしたいと考える学生の皆さんの履修を期待しています。 |
| 授業方法 | *本講座は完全にOnDemandスタイルで提供されます。この科目では対面式やハイブリッド式の講義は提供されません。PCやスマートフォンを使って、まなばを通していつでもどこからでも受講可能な科目です*<br>本講座の特徴:<br>1. 教室で実際に対面で受講したり、リアルタイムでオンライン中継される講義ではありません。<br>2. 受講コンテンツは「Manaba」を通じて提供されます。受講者はPCやスマートフォンを使って、いつでもどこでも受講することができます。<br>3. 本講座は14のトピックス（14クラス相当）で構成されています。<br>4. 各トピック（章）には、講義動画、クイズ、参考文献が別途案内されます。。<br>4. 本講座は14章あり、各章の授業内容が適宜利配信される予定です。<br>5. .この授業は秋2クォーター開講科目です。皆さんは11月末から週に2章ずつを履修することを前提に構成しています。<br>6. 履修者は教科書を購入する必要はありません。講義資料は、動画内にて提供します。 |
| 毎回の授業の概要 | 1章：インターネット、情報、社会について<br>2章：データの活用事例<br>3章：データ可視化の基本（1）<br>4章：データ可視化の基本（2）<br>5章: データへの統計的アプローチについて<br>6章: データとAIの活用技術<br>7章：データ・Ai活用の実例紹介<br>8章：データサイエンスのサイクル<br>9章：AIに利用されるデータと技術的限界について<br>10章：機械学習（ML）の可視化<br>11章：AI/ML・データ解析における注意点<br>12章：統計情報の応用事例<br>13章：ビジネスにおけるインターネットの可能性<br>14章：インターネットと情報倫理 |
| 授業外学習（予習・復習など）の内容と分量 | ’受講者は、前回の学習ノートの参照、前回の授業で行われた追加読書指導を受講などの事前授業準備が推薦されます。 |

| | |
|---|---|
| 成績評価方法 | 本講座では、Tグレード（PまたはFグレード）を提供します。<br>合格条件（P　成績評価）<br>1. 指定された順番で受講する<br>2. 講義映像の80%以上を視聴する<br>3. 各講義で出題されるすべての問題に解答する（提出率100%必要、達成率60%以上必要）。<br>4. 課題提出（提出率100%必要、達成率60%以上必要） |
| 多文化協働学修の実践方法 | '本講座では、データサイエンスのアプリケーション、ビジネストレンド、情報利用エシックス、多文化社会を網羅する世界中の国々から集め、提供します。Q/Aデータベースは、異なる文化環境に関連する学生の質問とフィードバックを考慮して、段階的に開発される予定です。 |
| 授業担当教員の実務経験 | ニシャンタ・ギグルワは、情報科学を専門とする工学博士です。主な関心分野は: インターネット・アプリケーション、IoT、教育工学、コンピュータ・システム・ネットワーク、クラウド・ソーシング。電子商取引、食品安全、精密農業、人的資源管理、電子政府、電子観光などの産業用アプリケーションを20年にわたり開発している。 |
| 学生への要望事項 | |
| テキスト備考 | |
| テキスト（授業を履修する上で、購入が必須となる書物） | |
| 参考文献備考 | |
| 参考文献(図書、視聴覚資料)＊ライブラリーリザーブコーナーに設置 | |
| 参考文献（雑誌、年鑑白書等） | |
| 備考 | |
| 担当教員研究室電話番号 | |
| 担当教員E-mailアドレス | |
| E-Book　および　関連ページ | |

シラバス参照

| | |
|---|---|
| 開講年度 | 2022 |
| 講義コード | 020299EI |
| 科目ナンバー | [LIB]-[-]-[100] |
| 開講セメスター | 秋クウォータ2 |
| 講義名・クラス名 | 特殊講義（共通教養科目）EI |
| 担当教員 | NISHANTHA Giguruwa<br>DAHLAN Nariman |
| 備考 | Students who have taken this Special Lecture with the same professor and the same content are prohibited to register for this course a second time.<br>同じ教員および同じ内容の特殊講義をすでに履修したことがある学生は、再度受講することができません。<br><br>履修する科目を選択するにあたり、当該科目における学びの内容、授業手法や設計方法などを踏まえ、参考とする情報の一つとして活用することを目的に授業評価アンケートの公表を行っています。<br>We publish the class Evaluation Survey Results to give students infomation about course content, teaching methods, course design, and other items on reference when choosing their courses.<br>URL http://en.apu.ac.jp/academic/page/content0324.html/?c=17&&version=English |

| | |
|---|---|
| 講義分野（講義内容に関するキーワード） | Information literacy Data Science<br><br>当フィールドの設定は、関心のある分野に該当する科目を検索、閲覧するものです。 興味のある分野を示しているだけであって、卒業に必要な単位区分とは関係がありません。 単位区分については、ハンドブックを参照の上、履修するようにしてください。 |
| 履修の目安 | This course is recommended as an entry level course for absolute beginners in information literacy. No special background knowledge is required to take this course. This course is completely served in OnDemand style - No face-to-face or hybrid lectures will be provided.<br>*Students can take the course at any time from any place following the instructions in Manaba using a PC or a smartphone* |
| 授業概要 | *** Students can take the course at any time from any place following the instructions in Manaba using PC or smartphone.***<br><br>This course will discuss introductory topics of internet and data science in terms of basic concepts, data processing skills, entry level knowledge to data science, and awareness on business applications and information ethics, in real-world context.<br>(1) Internet, information and changes happening in society (2) collecting, reading, processing and utilizing data (3) technology trends in AI in data science (4) state of the art business trends in AI and data science applications and information ethics. |
| 到達目標 | The main objective of this course is to fill significant gaps in information technology and data science at entry level thus providing each student with a greater opportunity to explore IT potential in university education. |
| 授業方法 | *This course is offered completely OnDemand style. No in-person or hybrid lectures will be offered in this course, which can be taken anytime and anywhere through Manaba using a PC or smartphone*.<br>Features of this course:<br>1. There are no face-to-face classes or hybrid classes (students are not required to take face-to-face classes or zoom classes)<br>2. The course content is provided through Manaba. The students can take the course at any time from any place a using PC or smartphone.<br>3. The course is covered by 14 topics (14 class equivalents)<br>4. Each topic (class) has lecture videos, quizzes and additional content for reading.<br>4. The content of each topic (class) will be available as the course progresses.<br>5. In this quarter based course, students are supposed to take two topics (classes) per week<br>6. Students do not have to buy any textbook for this course. Lecture materials will be provided with the content package via Manaba. |
| 毎回の授業の概要 | Topic 1: Internet, Information and Society<br>Topic 2: Data in practice<br>Topic 3: Data Visualization Basics #1<br>Topic 4: Data Visualization Basics #2<br>Topic 5: Statistical approach to data<br>Topic 6: Technologies for data and AI utilization<br>Topic 7: Data and Ai utilization in practice<br>Topic 8: Cycle of data science<br>Topic 9: Data used for AI and technical limitations<br>Topic 10: Machine Learning (ML) Visualization<br>Topic 11: Cautions in AI/ML & Data Analysis<br>Topic 12: Advanced aspects of statistical information<br>Topic 13: Internet potential in business<br>Topic 14: Internet and information ethics |
| 授業外学習（予習・復習など）の内容と分量 | 'Students are required to to check notes and attend to additional reading guidance provided in the previous topic (class). |

| | |
|---|---|
| 成績評価方法 | This course will provide a T grade (P or F grade)<br>Passing Requirements<br>1. Take the course in the given order<br>2. View more than 80% of the lecture videos<br>3. Answering all questions given in each topic (class) (submissions 100% is required, success-rate above 60% is required)<br>4. Submit all assignments (submission 100% is required, success-rate above 60% is required) |
| 多文化協働学修の実践方法 | 'The course will provide access to information about data science applications, business trends and ethics over the globe covering multicultural societies. The Q/A data base will be incrementally developed considering the questions and feed back of the students that relates to different cultural environments. |
| 授業担当教員の実務経験 | Nishantha Giguruwa is with a Ph.D. specialized in Information Science. His major fields of interests are : Internet Applications, IoT, Educational Technology, Computer System Networks, and Crowdsourcing. He has been developing industrial applications for e-commerce, food-safety, precision agriculture and e-tourism for a decade. |
| 学生への要望事項 | 'No special requirements. An absolute begginer course |
| テキスト備考 | All reading material will be provided as digital resources. |
| テキスト（授業を履修する上で、購入が必須となる書物） | |
| 参考文献備考 | |
| 参考文献(図書、視聴覚資料)＊ライブラリーリザーブコーナーに設置 | |
| 参考文献（雑誌、年鑑白書等） | |
| 備考 | |
| 担当教員研究室電話番号 | |
| 担当教員E-mailアドレス | |
| E-Book　および　関連ページ | |

## 2.2.13 2017年度カリキュラム図

### <2017年度カリキュラム図 APS>

この表に記載されている科目は、毎セメスター開講されるとは限りません。
開講される科目の詳細は、シラバスか時間割を確認してください。

| | | | 100（1回生） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 共通教育科目 | 言語教育科目 | 英語　スタンダードトラック | 英語初級A 4<br>英語初級B 2<br>英語準中級A 4<br>英語準中級B 2 | | |
| | | 英語　アドバンストトラック | 英語上級1A 4<br>英語上級1B 2<br>英語上級2A 4<br>英語上級2B 2 | | |
| | | 日本語 | 日本語初級Ⅰ 4<br>日本語初級Ⅱ 4<br>日本語初級Ⅲ 4<br>日本語中級 4 | | |
| | | AP言語 | 中国語Ⅰ 4<br>韓国語Ⅰ 4<br>マレー語・インドネシア語Ⅰ 4<br>スペイン語Ⅰ 4 | タイ語Ⅰ 4<br>ベトナム語Ⅰ 4 | |
| | | 特定講義 | 海外集中言語研修 2<br>アジア太平洋言語入門 2 | 特殊講義（言語教育科目） 2 | |
| | 共通教養科目 | APU リテラシー | スタディスキル・アカデミックライティング 2<br>多文化協働ワークショップ 2<br>平和・ヒューマニティ・民主主義 2<br>異文化間コミュニケーション入門 2 | 異文化フィールドワークⅠ 2<br>異文化フィールドワークⅡ 2<br>多文化比較論 2<br>ピアリーダートレーニング入門 2 | ピアリーダートレーニングⅠ 2<br>海外学習デザイン 2<br>APSブリッジプログラム 2 |
| | | 世界市民基盤　アジア太平洋学系 | アジア太平洋の言語 2<br>アジア太平洋の宗教 2 | アジア太平洋の地理 2<br>アジア太平洋の文化と社会 2 | アジア太平洋の歴史 2<br>アジア太平洋の経済 2 |
| | | 世界市民基盤　日本学系 | 日本の地理 2<br>日本の文化と社会 2 | 日本の歴史 2<br>日本の経済 2 | 日本国憲法 2<br>特殊講義（日本学） 2 |
| | | 世界市民基盤　基礎系 | 法学 2 | 心理学 2 | 生命倫理 2 |
| | | 世界市民基盤　学部専攻入門系 | 文化・社会学入門 ● (CSM) 2<br>メディア入門 ● (CSM) 2<br>国際関係論入門 ● (IRP) 2 | 政治学入門 2<br>開発学入門 ● (ED) 2<br>環境学入門 ● (ED) 2 | 観光学入門 ● (HT) 2<br>経済学入門 2 |
| | | 社会ニーズ　基礎スキル系 | 統計学 2<br>ネゴシエーションスキル 2 | ロジカルシンキングとフレームワーク 2<br>キャリア・デザインⅠ 2 | 特殊講義（共通教養科目） 2 |
| | | 社会ニーズ　ICT系 | インターネット入門 2<br>コンピューターリテラシー 2 | プログラミング 2 | |
| APS専門教育科目 | | コア科目（※1） | APS入門 2 | 地域研究入門 2 | |
| | | 環境・開発 (ED) | | | |
| | | 観光学 (HT) | | | |
| | | 国際関係 (IRP) | | | |
| | | 文化・社会・メディア (CSM) | | | |
| | | APS共通A（※1） | | | |
| | | APS共通B（※2） | | | |
| | | 演習（※2） | | | |

● 各学修分野の必修科目（37ページ確認）

※1「コア科目」または「APS共通A」に配置された科目を履修して修得した単位はいずれの学修分野にも集計されません。

※2「APS共通B」または「演習」に配置された科目を履修して修得した単位は、全ての学修分野に集計されます。

| 200（2回生） | | | | 300（3回生） | | | | 400（4回生） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 英語中級A | 4 | | | 英語ビジネス・ライティング | 2 | ジャーナリズムのための英語 | 2 | |
| 英語中級B | 2 | | | 英語ビジネス・プレゼンテーション | 2 | | | |
| 英語準上級A | 4 | | | 英語ディスカッションとディベート | 2 | | | |
| 英語準上級B | 2 | | | 英語プロジェクト1 | 2 | | | |
| ビジネス英語1 | 2 | メディアのなかの英語 | 2 | 英語プロジェクト2 | 2 | | | |
| ビジネス英語2 | 2 | | | | | | | |
| 英語多読 | 2 | | | | | | | |
| 日本語中上級 | 4 | 日本語プロジェクトD | 2 | キャリア日本語 | 4 | | | |
| 日本語上級 | 4 | 日本語プロジェクトE | 2 | 日本語ビジネスコミュニケーションA | 2 | | | |
| 日本語プロジェクトA | 2 | 日本語プロジェクトF | 2 | 日本語ビジネスコミュニケーションB | 2 | | | |
| 日本語プロジェクトB | 2 | 講義の日本語 | 2 | | | | | |
| 日本語プロジェクトC | 2 | 日本語・日本文化 | 2 | | | | | |
| | | 日本語・日本社会 | 2 | | | | | |
| 中国語Ⅱ・Ⅲ | 4·4 | タイ語Ⅱ・Ⅲ | 4·4 | 中国語Ⅳ | 4 | タイ語Ⅳ | 2 | |
| 韓国語Ⅱ・Ⅲ | 4·4 | ベトナム語Ⅱ・Ⅲ | 4·4 | 韓国語Ⅳ | 4 | ベトナム語Ⅳ | 2 | |
| マレー語・インドネシア語Ⅱ・Ⅲ | 4·4 | | | マレー語・インドネシア語Ⅳ | 2 | | | |
| スペイン語Ⅱ・Ⅲ | 4·4 | | | スペイン語Ⅳ | 2 | | | |
| 日本語教育のための日本語学 | 2 | TESOL | 2 | | | | | |
| 日本語教授法 | 2 | 英語検定試験対策講座Ⅰ | 2 | | | | | |
| 国連公用語概論Ⅰ | 2 | 英語検定試験対策講座Ⅱ | 2 | | | | | |
| 国連公用語概論Ⅱ | 2 | 英語検定試験対策講座Ⅲ | 2 | | | | | |
| 国連公用語概論Ⅲ | 2 | | | | | | | |
| ピアリーダートレーニングⅠA | 2 | | | | | | | |
| ピアリーダートレーニングⅠB | 2 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 茶道 | 2 | 日本の伝統芸能 | 2 | | | | | |
| 華道 | 2 | | | | | | | |
| 環境科学 | 2 | ウェルネス | 2 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| メディア制作ラボ | 2 | インターンシップ | 2 | キャリア・デザインⅢ | 2 | | | |
| ボランティア研究 | 2 | キャリア・デザインⅡ | 2 | キャリア・デザインⅣ | 2 | | | |
| データマイニング | 2 | インターネット技術統合 | 2 | データベースシステム | 2 | | | |
| GIS入門 | 2 | | | 特殊講義（ICT） | 2 | | | |
| | | | | | | | | |
| 生物多様性 | 2 | 開発社会学・人類学 | 2 | 産業生態学 | 2 | 開発経済学 | 2 | |
| 地球環境問題 | 2 | 国際協力論 | 2 | 環境モデリング | 2 | コミュニティー開発論 | 2 | |
| 環境と社会 | 2 | 開発政治論 | 2 | GISとリモートセンシング | 2 | 開発のプロジェクト・マネジメント | 2 | |
| 都市環境と開発 | 2 | 紛争と開発 | 2 | 資源マネジメント | 2 | 国際経済学 | 2 | |
| エコ・ツーリズム論 | 2 | 環境・開発　フィールド・スタディ | 2 | 環境コミュニケーション | 2 | 国際機構論 | 2 | |
| コミュニティ・ベース・ツーリズム | 2 | | | 環境経済学 | 2 | NPO/NGO研究 | 2 | |
| 基礎演習（環境・開発） | 2 | | | 環境政策 | 2 | 環境・開発　特殊講義 | 2 | |
| | | | | 開発政策 | 2 | | | |
| 観光社会学 | 2 | コミュニティ・ベース・ツーリズム | 2 | 観光経済学 | 2 | 観光開発と計画 | 2 | |
| 旅行産業論 | 2 | ホスピタリティ・マーケティング | 2 | MICE産業論 | 2 | リゾート開発 | 2 | |
| 遺産観光論 | 2 | ホスピタリティ・マネジメント | 2 | 農業遺産とツーリズム | 2 | 開発のプロジェクト・マネジメント | 2 | |
| 観光文化論と観光史 | 2 | イベントマネジメント | 2 | 観光・ホスピタリティと法 | 2 | オペレーションズ・リサーチ | 2 | |
| エコ・ツーリズム論 | 2 | 観光学　フィールド・スタディ | 2 | 健康とウェルネスツーリズム | 2 | 組織行動論(上級) | 2 | |
| 文化人類学 | 2 | | | 観光とソーシャルメディア | 2 | 人材マネジメント(上級) | 2 | |
| 基礎演習（観光学） | 2 | | | 観光地マーケティングとマネジメント | 2 | 観光学　特殊講義 | 2 | |
| 国際関係理論 | 2 | 国際法 | 2 | アジア太平洋における国際関係 | 2 | 冷戦後の紛争と地政学 | 2 | |
| 国際協力論 | 2 | 国際問題と政策 | 2 | 国際機構論 | 2 | グローバルメディアと紛争 | 2 | |
| 人権論 | 2 | 紛争と開発 | 2 | 開発政策 | 2 | 暴力とテロリズム | 2 | |
| 政治理論 | 2 | 平和学 | 2 | アジア太平洋地域システム論 | 2 | グローバリゼーションと規範 | 2 | |
| 開発政治論 | 2 | グローバル化と地域主義 | 2 | 国際政治経済学 | 2 | 国際紛争解決 | 2 | |
| アジア太平洋の比較政治経済 | 2 | 国際関係　フィールド・スタディ | 2 | アイデンティティと政治 | 2 | 日本の対外関係史 | 2 | |
| 国際政治史 | 2 | | | メディアと政治 | 2 | 日本の外交政策 | 2 | |
| 基礎演習（国際関係） | 2 | | | エスニシティと国民国家 | 2 | 戦略分析と意思決定 | 2 | |
| | | | | | | 国際関係　特殊講義 | 2 | |
| 社会理論 | 2 | カルチュラルスタディーズ | 2 | 多文化社会論 | 2 | ジェンダー研究 | 2 | |
| 社会心理学 | 2 | メディアと文化 | 2 | 組織社会学 | 2 | 宗教と信仰 | 2 | |
| 社会階層論 | 2 | メディアと法 | 2 | 教育と社会 | 2 | アイデンティティと政治 | 2 | |
| 国際社会学 | 2 | ニューメディアと社会 | 2 | エスニシティと国民国家 | 2 | グローバリゼーションと規範 | 2 | |
| 文化人類学 | 2 | 人文学と近代 | 2 | メディアと歴史 | 2 | 日本の対外関係史 | 2 | |
| グローバル・ヒストリー | 2 | 言語と社会 | 2 | メディアと政治 | 2 | NPO/NGO研究 | 2 | |
| グローバル化と地域主義 | 2 | 文化・社会・メディア　フィールド・スタディ | 2 | グローバルメディアと紛争 | 2 | 文化・社会・メディア　特殊講義 | 2 | |
| 基礎演習（文化・社会・メディア） | 2 | | | | | | | |
| 特殊講義（専門教育科目） | 2 | APSフィールド・スタディ | 2 | | | | | |
| 地域研究 | 2 | | | プロジェクト研究 | 2 | | | |
| 調査研究入門 | 2 | | | 専門演習Ⅰ | 2 | 専門演習Ⅱ | 2 | 卒業研究Ⅰ 2<br>卒業研究Ⅱ 4 |

## <2017年度カリキュラム図 APM>

この表に記載されている科目は、毎セメスター開講されるとは限りません。
開講される科目の詳細は、シラバスか時間割を確認してください。

| | | | 100（1回生） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 共通教育科目 | 言語教育科目 | 英語　スタンダードトラック | 英語初級A 4<br>英語初級B 2<br>英語準中級A 4<br>英語準中級B 2 | | |
| | | 英語　アドバンストトラック | 英語上級1A 4<br>英語上級1B 2<br>英語上級2A 4<br>英語上級2B 2 | | |
| | | 日本語 | 日本語初級Ⅰ 4<br>日本語初級Ⅱ 4<br>日本語初級Ⅲ 4<br>日本語中級 4 | | |
| | | AP言語 | 中国語Ⅰ 4<br>韓国語Ⅰ 4<br>マレー語・インドネシア語Ⅰ 4<br>スペイン語Ⅰ 4 | タイ語Ⅰ 4<br>ベトナム語Ⅰ 4 | |
| | | 特定講義 | 海外集中言語研修 2<br>アジア太平洋言語入門 2 | 特殊講義（言語教育科目） 2 | |
| | 共通教養科目 | APU リテラシー | スタディスキル・アカデミックライティング 2<br>多文化協働ワークショップ 2<br>平和・ヒューマニティ・民主主義 2<br>異文化間コミュニケーション入門 2 | 異文化フィールドワークⅠ 2<br>異文化フィールドワークⅡ 2<br>多文化比較論 2<br>ピアリーダートレーニング入門 2 | ピアリーダートレーニングⅠ 2<br>海外学習デザイン 2<br>APMブリッジプログラム 2 |
| | | 世界市民基盤　アジア太平洋学系 | アジア太平洋の言語 2<br>アジア太平洋の宗教 2 | アジア太平洋の地理 2<br>アジア太平洋の文化と社会 2 | アジア太平洋の歴史 2<br>アジア太平洋の経済 2 |
| | | 世界市民基盤　日本学系 | 日本の地理 2<br>日本の文化と社会 2 | 日本の歴史 2<br>日本の経済 2 | 日本国憲法 2<br>特殊講義（日本学） 2 |
| | | 世界市民基盤　基礎系 | 法学 2 | 心理学 2 | 生命倫理 2 |
| | | 世界市民基盤　学部専攻入門系 | 文化・社会学入門 2<br>メディア入門 2<br>国際関係論入門 2 | 政治学入門 2<br>開発学入門 2<br>環境学入門 2 | 観光学入門 2<br>経済学入門 ★ 2 |
| | | 社会ニーズ　基礎スキル系 | 統計学 ★ 2<br>ネゴシエーションスキル 2 | ロジカルシンキングとフレームワーク 2<br>キャリア・デザインⅠ 2 | 特殊講義（共通教養科目） 2 |
| | | 社会ニーズ　ICT系 | インターネット入門 2<br>コンピューターリテラシー 2 | プログラミング 2 | |
| APM専門教育科目 | | 必修科目（※1） | 経営学入門 ★ 2<br>基礎数学 ☆ 2<br>会計学Ⅰ ★ 2 | マーケティング入門 ★ 2 | |
| | | 会計・ファイナンス（AF） | | | |
| | | マーケティング（M） | | | |
| | | 経営戦略と組織（SMO） | | | |
| | | イノベーション・経済学（IE） | | | |
| | | APM共通（※1） | | | |
| | | 演習（※2） | | | |

★ 必修科目（54ページ確認）
☆ 必修科目（数学）（57ページ確認）
※1「必修科目」または「APM共通」に配置された科目を履修して修得した単位はいずれの学修分野にも集計されません。
※2「演習」に配置された科目を履修して修得した単位は、4単位を上限として全ての学修分野に集計されます。

| 200（2回生） | | 300（3回生） | | 400（4回生） |
|---|---|---|---|---|
| 英語中級A 4<br>英語中級B 2<br>英語準上級A 4<br>英語準上級B 2 | | 英語ビジネス・ライティング 2<br>英語ビジネス・プレゼンテーション 2<br>英語ディスカッションとディベート 2<br>英語プロジェクト1 2 | ジャーナリズムのための英語 2 | |
| ビジネス英語1 2<br>ビジネス英語2 2<br>英語多読 2 | メディアのなかの英語 2 | 英語プロジェクト2 2 | | |
| 日本語中上級 4<br>日本語上級 4<br>日本語プロジェクトA 2<br>日本語プロジェクトB 2<br>日本語プロジェクトC 2 | 日本語プロジェクトD 2<br>日本語プロジェクトE 2<br>日本語プロジェクトF 2<br>講義の日本語 2<br>日本語・日本文化 2<br>日本語・日本社会 2 | キャリア日本語 4<br>日本語ビジネスコミュニケーションA 2<br>日本語ビジネスコミュニケーションB 2 | | |
| 中国語Ⅱ・Ⅲ 4·4<br>韓国語Ⅱ・Ⅲ 4·4<br>マレー語·インドネシア語Ⅱ·Ⅲ 4·4<br>スペイン語Ⅱ・Ⅲ 4·4 | タイ語Ⅱ・Ⅲ 4·4<br>ベトナム語Ⅱ・Ⅲ 4·4 | 中国語Ⅳ 4<br>韓国語Ⅳ 4<br>マレー語·インドネシア語Ⅳ 2<br>スペイン語Ⅳ 2 | タイ語Ⅳ 2<br>ベトナム語Ⅳ 2 | |
| 日本語教育のための日本語学 2<br>日本語教授法 2<br>国連公用語概論Ⅰ 2<br>国連公用語概論Ⅱ 2<br>国連公用語概論Ⅲ 2 | TESOL 2<br>英語検定試験対策講座Ⅰ 2<br>英語検定試験対策講座Ⅱ 2<br>英語検定試験対策講座Ⅲ 2 | | | |
| ピアリーダートレーニングⅠA 2<br>ピアリーダートレーニングⅠB 2 | | | | |
| | | | | |
| 茶道 2<br>華道 2 | 日本の伝統芸能 2 | | | |
| 環境科学 2 | ウェルネス 2 | | | |
| | | | | |
| メディア制作ラボ 2<br>ボランティア研究 2 | インターンシップ 2<br>キャリア・デザインⅡ 2 | キャリア・デザインⅢ 2<br>キャリア・デザインⅣ 2 | | |
| データマイニング 2<br>GIS入門 2 | インターネット技術統合 2 | データベースシステム 2<br>特殊講義（ICT） 2 | | |
| 上級数学 ☆ 2<br>金融論 ★ 2<br>人材と組織行動のマネジメント ★ 2 | 生産管理論 ★ 2<br>ビジネス法務戦略 ★ 2 | ビジネスエシックス ★ 2 | | グローバル マネジメント（Capstone） ★ 2 |
| 会計学Ⅱ 2<br>財務会計論Ⅰ 2<br>財務会計論Ⅱ 2 | 原価会計 2<br>コーポレート・ファイナンス 2 | 管理会計論 2<br>上級会計 2<br>国際会計 2<br>監査 2<br>会計　特殊講義 2 | 金融市場と金融制度 2<br>国際金融論 2<br>投資・証券分析 2<br>投資戦略 2<br>ファイナンス　特殊講義 2 | |
| Eコマース 2<br>マーケティング・リサーチ 2<br>ブランドマネジメント 2 | 消費者行動論 2<br>販売・プロモーションマネジメント 2<br>サプライ・チェーン・マネジメント 2 | 国際物流論 2<br>国際マーケティング論 2<br>サービスマネジメント 2 | 製品開発論 2<br>マーケティング　特殊講義 2 | |
| ブランドマネジメント 2<br>アントレプレナーシップ 2 | 経営戦略論 2<br>サプライ・チェーン・マネジメント 2 | サービスマネジメント 2<br>国際取引 2<br>ファミリービジネス 2<br>国際物流論 2 | 組織行動論(上級) 2<br>人材マネジメント(上級) 2<br>経営戦略と組織　特殊講義 2 | |
| マクロ経済学 2<br>ミクロ経済学 2 | アントレプレナーシップ 2 | 製品開発論 2<br>技術経営 2<br>オペレーションズ・リサーチ 2<br>イノベーション　特殊講義 2 | アジア経済論 2<br>国際経済学 2<br>国際政治経済学 2<br>開発経済学 2<br>経済学　特殊講義 2 | |
| ソーシャルアントレプレナーシップ 2<br>ビジネスデータ分析 2 | APMフィールド・スタディ 2<br>特殊講義（専門教育科目） 2 | ビジネスケース分析·コミュニケーション 2<br>経営情報システム 2 | ビジネスインターンシップ 2<br>プロジェクト研究 2 | |
| | | 専門演習Ⅰ 2 | 専門演習Ⅱ 2 | 卒業研究 2<br>卒業論文 4 |

# 2017/2011年度カリキュラム学生共通　2022年秋セメスター オンデマンド科目時間割
# (For 2017/2011 Curriculum Students) 2022 Fall Semester On-demand Course Timetable

**＜時間割表の見方＞**
**・特殊講義（共通教養科目）：　オンデマンド講座です（対面授業、オンライン授業、ハイブリット授業はありません。誰でもオンデマンド受講することが可能です。）**
**オンデマンド講座は、時間場所問わず、好きな時間に好きな場所で講義動画のビデオ視聴、小テスト等を受けることが出来ます。**
**システム上、土曜日3限の設定になっていますが、土曜日3限に授業があるわけではありません。**
**履修科目登録期間に履修科目登録を必ず行ってください。**
成績評価方法は「Ｐ／Ｆ方式」です。（ 詳細は学部履修ハンドブック４．２．１および４．２．２を参照してください ）

**<How to read the timetable>**
**・Special Lecture (Liberal Arts Subject) : This is a "On-demand" course (There are no in-person, online or hybrid classes. Anyone can register to on-demand courses.**
**On-demand courses are those for which students can watch pre-recorded classes, regardless of time and place, and mini-tests can be taken online any time.**
**It is listed for Saturday 3rd period on system, but it doesn't mean that there are classes on Saturday 3rd period.**
**Please be sure to register for these courses during the course registration period.**
Method of grade evaluation consists of "Pass/Fail method (P, F)". (For more information, please refer to 4.2.1 and 4.2.2 on Undergraduate Academic Handbook.)

Ver.20220915

| 期間/Term | 曜日/Day of Week | 時限/Period | Online | On-campus Only | Zoom MTG ID | 教室/Classroom | 講義CD/Subject CD | 講義名 | Subject Name | 担当教員 | Instructor | 成績評価方法 Method of grade evaluation | 言語/Lang. | 配当回生/Grade | 分野/Field | 学修分野/Area | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | APS | APM |
| 2Q | 土/Sat. | 3 | --- | --- | T.B.A. | --- | 020299EI | On-demand)特殊講義（共通教養科目）EI | On-demand)Special Lecture (Liberal Arts Subject)EI | NISHANTHA Giguruwa | NISHANTHA Giguruwa | P/F | E | 100 | Liberal Arts | | |
| 2Q | 土/Sat. | 3 | --- | --- | T.B.A. | --- | 020299JI | On-demand)特殊講義（共通教養科目）JI | On-demand)Special Lecture (Liberal Arts Subject)JI | NISHANTHA Giguruwa | NISHANTHA Giguruwa | P/F | J | 100 | Liberal Arts | | |

○立命館アジア太平洋大学学則

1999年12月22日

規程第450号

第１章　総則

第１節　目的

（目的）

第１条　本大学は、教育基本法の規定する教育の一般的法則と方法に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深くアジア太平洋に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。

（自己点検・評価）

第１条の２　本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自己点検および評価を行い、その結果を公表する。

２　本大学は、前項の措置に加え、本大学の教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による認証を受ける。

（情報公開）

第１条の３　本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第２節　組織

（学部）

第２条　本大学に、アジア太平洋学部、国際経営学部およびサステイナビリティ観光学部を置く。

２　前項の各学部に置く学科、入学定員、２年次編入学定員、３年次編入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 入学定員 | 2年次編入学定員 | 3年次編入学定員 | 収容定員 |
|---|---|---|---|---|---|
| アジア太平洋学部 | アジア太平洋学科 | 510 | 5 | 5 | 2,065 |
| 国際経営学部 | 国際経営学科 | 610 | 5 | 5 | 2,465 |
| サステイナビリティ観光学 | サステイナビリティ観光学 | 350 | | | 1,400 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部 | 科 | | | | |
| 合計 | | 1,470 | 10 | 10 | 5,930 |

（大学院）

第２条の２　本大学に、大学院アジア太平洋研究科および経営管理研究科を置く。

２　前項の各研究科に置く課程、専攻および入学定員は、次表のとおりとする。

| 研究科名 | 専攻名 | 課程の別 | 入学定員 | 収容定員 |
|---|---|---|---|---|
| アジア太平洋研究科 | アジア太平洋学専攻 | 博士前期課程 | 15 | 30 |
| | | 博士後期課程 | 10 | 30 |
| | 国際協力政策専攻 | 博士前期課程 | 45 | 90 |
| 経営管理研究科 | 経営管理専攻 | 修士課程 | 40 | 80 |
| 合計 | | | 110 | 230 |

（附属施設および機関）

第３条　本大学に、アジア太平洋研究センター、言語教育センター、総合情報センター、教育開発・学修支援センター、その他の附属施設および機関を置く。

２　各附属施設および機関に関する事項については、立命館アジア太平洋研究センター規程、立命館アジア太平洋大学言語教育センター規程、立命館アジア太平洋大学総合情報センター規程、立命館アジア太平洋大学教育開発・学修支援センター規程に定める。

（学長・副学長・学長特命補佐および学部長・研究科長）

第４条　本大学に、学長および複数名の副学長を置き、各学部に学部長、各研究科に研究科長を置く。

２　学長が必要とするときは、学長特命補佐を置くことができる。

３　各学部に副学部長、各研究科に副研究科長を置くことができる。

（学長・副学長・学長特命補佐および学部長・研究科長の職務および選任等）

第４条の２　学長は、本大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

２　副学長は、学長の職務を助ける。副学長は、学長が任命する。任期は３年とし、重任を妨げない。

３　学長に事故あるとき、または学長が欠けたときは、副学長のうち、あらかじめ学長が指名した１人がその職務を代行する。

４　学長特命補佐は、学長が必要と判断する特命業務を担当する。学長特命補佐は、学長が任命する。任期は１年とし、重任を妨げない。

５　学部長は、学部に関する校務をつかさどる。学部長は、学長が任命する。重任を妨げな

い。

6　学部長に事故あるとき、または学部長が欠けたときは、教授会の構成員の中からあらかじめ学長が指名した１人がその職務を代行する。

7　各学部は、学部長を補佐する副学部長を置くことができる。副学部長は、学長が任命する。任期は３年とし、重任を妨げない。

8　研究科長は、大学院研究科に関する校務をつかさどる。研究科長は、学長が任命する。任期は３年とし、重任を妨げない。

9　研究科長に事故あるとき、または研究科長が欠けたときは、研究科委員会の構成員の中からあらかじめ学長が指名した１人がその職務を代行する。

10　各研究科は、研究科長を補佐する副研究科長を置くことができる。副研究科長は、学長が任命する。

11　学長、学部長および研究科長の選任手続は、学校法人立命館寄附行為、立命館アジア太平洋大学教授会規程および立命館アジア太平洋大学大学院研究科委員会規程に定める。

（教職員）

第５条　本大学に、教授、准教授、講師、助教およびその他の職員を置く。

（大学評議会）

第６条　本大学に、大学評議会（本条において以下「評議会」という。）を置く。

２　評議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　学長

(2)　副学長

(3)　学長特命補佐

(4)　学部長

(5)　研究科長

(6)　言語教育センター長

(7)　教育開発・学修支援センター長

(8)　総合情報センター長

(9)　立命館アジア太平洋研究センター長

(10)　教学部長

(11)　学生部長

(12)　入学部長

(13)　就職部長

(14)　国際協力・研究部長

(15)　社会連携部長

(16)　事務局長

(17)　その他評議会が必要と認める者

3　評議会は、必要に応じて前項に掲げる委員以外の教職員を出席させることができる。

4　評議会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

5　評議会は、学長が決定を行うにあたり、次の事項について審議する。

(1)　教育、研究、学生支援および大学運営の基本方針に関する事項

(2)　本大学の機構、組織および制度に関する事項

(3)　教員の人事に関する事項

(4)　本大学の内部質保証に関する事項

(5)　その他、教育、研究、学生支援および大学運営の重要な事項

6　評議会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学大学評議会規程に定める。

（教授会）

第７条　本大学に教授会を置く。

2　教授会は、教授、准教授、特任講師および助教をもって組織する。

3　教授会は、必要に応じて前項に掲げる者以外の教職員を出席させることができる。

4　教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

5　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学（再入学を除く。）、卒業および学位の授与に関する事項

(2)　教育課程の編成に関する事項

(3)　教員の雇用および昇任の教育研究業績評価に関する事項

(4)　学部、学科等の新設、増設、廃止、変更および学生の定数の変更に関する事項

6　教授会は、前項に定める事項のほか、教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。

7　教授会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学教授会規程に定める。

（研究科委員会）

第７条の２　本大学の各研究科に研究科委員会を置く。

2　研究科委員会は、当該研究科において大学院科目担当資格を有し、大学院科目担当資格審査において当該研究科を所属研究科とされた教員をもって組織する。

３　研究科委員会は、必要に応じて前項に掲げる者以外の教職員を出席させることができる。

４　研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

５　研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1)　大学院学生の入学（再入学を除く。）、課程の修了および学位の授与

(2)　教育課程の編成

(3)　大学院科目担当資格審査の教育研究業績評価

(4)　研究科、専攻等の新設、増設、廃止、変更および学生の定数の変更

６　研究科委員会は、前項に定める事項のほか、教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。

７　研究科委員会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学研究科委員会規程に定める。

（教学委員会）

第７条の３　本大学に、教学委員会を置く。

２　教学委員会は、学長が決定を行うにあたり、教学に関する事項を審議する。

３　教学委員会の組織および運営に関する事項は、立命館アジア太平洋大学教学委員会規程に定める。

（学生委員会）

第７条の４　本大学に、学生委員会を置く。

２　学生委員会は、学長が決定を行うにあたり、学生の学籍、賞罰、生活等に関する事項を審議する。

３　学生委員会の組織および運営に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学生委員会規程に定める。

（入学試験委員会）

第７条の５　本大学に、入学試験委員会を置く。

２　入学試験委員会は、学長が決定を行うにあたり、入学試験に関する事項を審議する。

３　入学試験委員会の組織および運営に関する事項は、立命館アジア太平洋大学入学試験委員会規程に定める。

第３節　学期および休業日

（学期）

第８条　１年間の学期は次のとおりとする。

春セメスター期　４月１日から９月20日まで

秋セメスター期　９月21日から翌年の３月31日まで

（休業日）

第９条　休業日を次のとおりとする。

(1)　日曜日および土曜日

(2)　「国民の祝日に関する法律」で定める日のうち学長が定める日

(3)　夏期休暇

(4)　冬期休暇

(5)　春期休暇

２　必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

３　第１項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第２章　正規課程学生

### 第１節　修業年限および在学年限

（修業年限および標準修業年限）

第10条　学部の修業年限は４年、大学院の博士前期課程および修士課程の標準修業年限は２年、大学院の博士後期課程の標準修業年限は３年とする。

（在学年限）

第10条の２　学部の在学年限は８年、大学院の博士前期課程および修士課程の在学年限は４年、大学院の博士後期課程の在学年限は６年とする。

２　第14条第１項または第14条の２の規定により入学した学生は、学校教育法第88条に定める修業年限に通算された期間を含めて、前項の在学年限を超えて在学することはできない。

３　第１項において、再入学の場合は退学前の在学期間を通算する。

４　第１項および前項にかかわらず、再入学した大学院博士後期課程の学生の在学年限は、退学から再入学までの期間を含め、６年を上限とする。

### 第２節　入学

（入学の時期）

第11条　本大学の入学時期は、毎年４月および９月とする。

（入学の資格）

第12条　本大学の学部に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、本大学の入学試験に合格した者とする。

(1)　高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3)　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8)　個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で18歳に達した者

第12条の２　本大学大学院の博士前期課程または修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、本大学の入学試験に合格した者とする。

(1)　学士の学位を有する者または大学もしくは専門職大学を卒業した者

(2)　外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定した当該教育課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること、および当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって第４号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認

めた者で、22歳に達した者

２　本大学大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、本大学の入学試験に合格した者とする。

(1)　修士の学位または学位規則に規定する専門職の学位を有する者

(2)　外国において前号の学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、第１号の学位に相当する学位を授与された者

(4)　日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定した当該教育課程を修了し、第１号の学位に相当する学位を授与された者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達した者

（入学志願）

第13条　本大学に入学を志願する者は、入学検定料を納めるとともに、所定の手続を行わなければならない。

（入学試験の合格者の決定）

第13条の２　入学試験の合格者は、教授会の議を経て、学長が決定する。

（入学手続および入学許可）

第13条の３　合格通知を受けた者は、指定された期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の入学金および授業料を納付しなければならない。

２　前項のほか、入学時にAPハウスに入寮する者は、指定された期日までに所定の寮費を納付しなければならない。

３　前２項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

（大学院の志願等）

第13条の４　本大学大学院への志願等については、第13条、第13条の２および第13条の３の規定を準用する。この場合において、第13条の２に「教授会」とあるのは「研究科委員会」に読み替える。

（学部の編入学、転入学および学士入学の資格）

第14条　学長は、本大学の学部に編入学、転入学および学士入学を希望する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

２　本大学の２年次または３年次に編入学することができる者は､次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1)　専門職短期大学を卒業した者、前期課程および後期課程に区分している専門職大学の前期課程を修了した者、または短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者

(2)　高等専門学校を卒業した者

(3)　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上、総授業時間数が1,700時間以上または62単位以上であるものに限る。）を終了した者

(4)　修業年限が２年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者

３　本大学の２年次または３年次に転入学することができる者は､次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1)　２年次

大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に１年以上在学し、30単位以上修得した者

(2)　３年次

大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に２年以上在学し、60単位以上修得した者

４　本大学に学士入学することができる者は、学士の学位を有していなければならない。

（大学院の転入学）

第14条の２　学長は、本大学大学院に転入学、転学を希望する者については、選考のうえ、本大学大学院の相当年次への入学を許可することがある。

（編入学等の志願等）

第14条の３　編入学、転入学および学士入学の志願、選考、入学手続および許可については、第13条、第13条の２および第13条の３の規定を準用する。この場合において、これら規定中「入学」とあるのは「編入学」、「転入学」または「学士入学」に読み替える。

第３節　教育課程および履修方法等

（学部の教育課程の編成方針）

第15条　本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

２　教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

３　この節に定めるもののほか、学部における授業科目の種類および単位数、卒業に必要な単位数等については、各学部則に定める。

（大学院の教育課程の編成方針）

第15条の２　本大学大学院は、研究科および専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

２　教育課程の編成にあたっては、大学院の専攻分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう、適切に配慮する。

３　大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。

４　この節に定めるもののほか、本大学大学院における授業科目、修了に必要な単位数等については、各研究科則で定める。

第15条の３　削除

第15条の４　削除

第15条の５　削除

第15条の６　削除

第15条の７　削除

（授業方法）

第15条の８　授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれか、またはこれらの併用により行う。

第15条の９　文部科学大臣が別に定めるところにより、授業科目を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所（外国を含む。）で履修させることができる。

２　前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えてはならない。

第15条の10　第15条の８の授業を、外国において履修させることができる。

第15条の11　文部科学大臣が別に定めるところにより、第15条の８の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

（単位計算方法）

第16条　授業科目の単位数は、１単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準による。

(1)　講義および演習は、15時間の授業をもって１単位とする。ただし、言語教育科目は、30時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実習、実験および実技は、30時間から45時間までの授業をもって１単位とする。

(3)　一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二つ以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じて、前２号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会が単位数を定めることができる。

第16条の２　削除

（単位の授与）

第17条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

（他大学等における授業科目の履修等）

第18条　本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前２項の規定は、学生が外国の大学または短期大学（専門職大学または専門職短期大学に相当する外国の大学を含む。）に留学する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第19条　本大学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条第２項および第３項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

（入学前の履修単位等の認定）

第20条　本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学（いずれも外国の大学を含む。）において履修した

授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３　編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、前２項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、30単位を超えてはならない。

４　編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第18条および前条第１項、第２項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

第21条　削除

（大学院の他大学等における授業科目の履修等および入学前の履修単位等の認定）

第21条の２　第18条および第20条の規定は、本大学院においては、授業科目を大学院の授業科目と読み替えて準用する。また、第18条第２項に60単位、第20条第３項に30単位とあるのは15単位と読み替えて準用する。

２　前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

（編入学、転入学および学士入学の単位認定）

第21条の３　編入学者、転入学者または学士入学者にあっては、第20条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、２年次入学者にあっては30単位、３年次入学者にあっては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

第21条の４　本大学院への編入学者、転入学者にあっては、第21条の２の規定により、入学する前に大学院において修得した授業科目のうち、本大学院の修了に必要な単位数の２分の１を超えない範囲で、本大学院において履修し、修得したものとみなすことができる。

第22条　削除

（履修登録上限単位数）

第22条の２　学生が１年間または１セメスターに履修登録できる単位数の上限は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第23条　削除

第４節　休学、復学、退学、再入学、転学、転籍、留学および除籍

（休学）

第24条　病気、経済的事情、海外渡航、その他やむを得ない理由により３か月を超えて学業を継続することができない者は、休学を願い出ることができる。

２　休学を願い出る者は、申請時に休学審査・事務手数料および在籍料を納めなければならない。

３　休学を願い出た者に対して、学長は、学生委員会の議を経て、休学を許可することができる。

４　学長は伝染病またはその他の病気のため、大学での学修が適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

５　休学期間は、セメスター期を単位とする。

６　休学期間は、引き続いて４セメスター期を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに４セメスター期の範囲内で休学を許可することがある。

７　休学期間は、在学期間に算入しない。

８　休学する者は、休学期間に応じて在籍料を納めなければならない。

（復学）

第24条の２　休学している者が復学を願い出たときは、学長は、学生委員会の議を経て、復学を許可することができる。

（退学の許可）

第24条の３　退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（再入学）

第24条の４　退学となった者または第29条第７号で除籍となった者が再入学を願い出たときは、学生委員会の議を経て、学長はこれを許可することができる。ただし、第32条の３により退学処分となった者の再入学は認めない。

２　前項にかかわらず、退学日または除籍日を含むセメスター期の最終日の翌日から起算して３年間を経過した以降は、再入学を認めない。

３　再入学を願い出る者は、申請時に再入学審査・事務手数料を納めなければならない。

４　再入学の許可を受けた者は、指定された期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

（転学）

第25条　学生が他の大学または専門職大学に転学を志願するときは、学生委員会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

（転籍）

第26条　学部の学生で他の学部に転籍を志願する者については、２回生または３回生から同じ回生への転籍に限り、教学委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

２　大学院の学生で他の専攻に転籍を志願する者については、第２セメスターから同じセメスターへの転籍に限り、教学委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。ただし、他の研究科への転籍は認めない。

３　転籍を願い出る者は、申請時に転籍選考手数料を納めなければならない。

（留学）

第26条の２　学生が、日本国内または国外の大学もしくはそれに相当する国外の高等教育機関で、本大学との協定または合意にもとづき、正規の授業等を受けること（以下「留学」という。）を志願するときは、これを許可することがある。

第27条　留学を志願する者があったときは、教学委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

２　留学期間は、在学期間に算入する。

（二重学籍の禁止）

第28条　学生は、本大学および他の大学において学位を取得することを目的とする課程に同時に在籍することはできない。ただし、本大学と海外の大学との共同学位に係る協定による場合は、この限りではない。

（除籍）

第29条　次の各号のいずれかに該当する学生は、学生委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1)　入学手続完了者のうち就学の意思がないと認められる者

(2)　第10条の２に定める在学年限を超えた者

(3)　前条で禁止する二重学籍の者

(4)　３か月以上行方不明の者

(5)　死亡した者

(6)　出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格の入国査証を取得見込みであった学生のうち、査証の発給が拒否された者

(7)　授業料または在籍料を納めない者

第５節　卒業、修了および学位

（卒業および学位）

第30条　学長は、本大学の学部に第10条に規定する修業年限以上の期間在学し、学部則に定める卒業に必要な単位数を修得した者について卒業を認定する。

２　前項にかかわらず、学長は、本大学の学部に３年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した者について卒業を認定することができる。

３　学長は、前２項の要件を満たす者に学士の学位を授与する。

第30条の２　削除

第30条の３　削除

（博士前期課程ならびに修士課程の修了および学位）

第31条　学長は、本大学大学院の博士前期課程または修士課程に２年以上在学し、研究科則に定める修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程または修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

２　前項にかかわらず、学長は、優れた業績を上げた者については、本大学大学院の博士前期課程または修士課程に１年以上在学し、研究科則に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程または修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

３　第21条の２の規定により、本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学大学院の博士前期課程または修士課程に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、本大学院において修得したものとみなす場合であって、現に在籍している課程の教育課程の一部を修得したものとみなす場合は、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程ならびに修士課程については、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

４　学長は、第１項または第２項の要件を満たす者に修士の学位を授与する。

（博士後期課程の修了および学位）

第31条の２　学長は、本大学大学院の博士後期課程に３年（専門職大学設置基準第18条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては２年）以上在学し、研究科則に定める修了に必要な単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

２　前項にかかわらず、学長は、優れた業績を上げた者については、１年（標準修業年限を１年以上２年未満とした修士課程および専門職学位課程を修了した者にあっては３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第16条ただし書の規

定による在学期間をもって博士前期課程または修士課程を修了した者にあっては３年から当該課程における在学期間（２年を限度とする）を減じた期間とする。）以上在学し、研究科則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

３　第１項にかかわらず、優れた業績により博士前期課程または修士課程を１年以上の在学で修了した者の在学期間については、博士前期課程または修士課程における在学期間に３年を加えた期間とする。ただし、優れた業績を上げた者については、３年（博士前期課程または修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りる。

４　第１項にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に３年以上在学し、研究科則に定める単位を修得し必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りる。

５　学長は、前４項の要件のいずれかを満たす者に、博士の学位を授与する。

第31条の３　学位および学位の授与に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学位規程に定める。

第６節　賞罰

第32条　削除

（表彰）

第32条の２　学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

（懲戒）

第32条の３　学生が、次の各号の懲戒の対象となるいずれかの行為を行った場合は、学生委員会の議を経て、学長が懲戒する。

(1)　立命館アジア太平洋大学教務規程第72条に該当する行為

(2)　情報倫理、個人情報保護の取扱いに反する行為

(3)　学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為

(4)　ハラスメント行為

(5)　社会的秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）

(6)　その他本大学等の規則に違反し、または学生の本分に反する行為

２　前項各号につき、別に規程が定められている場合、その規程に従う。

３　懲戒は、退学、停学および戒告とする。

４　停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が３か月以内の場合は、修業年限に算入することができる。

５　懲戒の手続に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程に定める。

第７節　厚生施設

第33条　本大学に居住およびセミナーのための施設としてAPハウスを置く。

２　APハウスに居住する者は、寮費を納めなければならない。

第34条　削除

第35条　削除

第36条　削除

第37条　削除

第３章　非正規生

（非正規生）

第38条　本大学に聴講生、科目等履修生、研修生、研究生および特別聴講学生を受け入れるための制度を置く。

（聴講生）

第39条　本大学の特定科目の聴講を希望する者があるときは、教学委員会の議を経て、学長が聴講生としてこれを許可することがある。

２　聴講生を志願する者は、選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

（科目等履修生）

第40条　本大学の特定科目を履修し、その単位の修得を希望する者があるときは、教学委員会の議を経て、学長が科目等履修生としてこれを許可することがある。

２　科目等履修生を志願する者は、選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

（特別聴講学生）

第41条　他の大学または短期大学の学生で、本大学と当該他大学等との協定または合意に基づき、本大学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、教学委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

２　特別聴講学生を志願する者は、選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

（研修生、研究生）

第41条の２　本大学において研究を行うことを希望する者があるときは、教学委員会の議を経て、学長が研修生または研究生として研究を許可することがある。

２　研修生および研究生を志願する者は、選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

第41条の３　削除

（非正規生の資格および単位授与等）

第42条　聴講生となることができる者の資格は、これを制限しない。また、単位の授与はこれを行わない。

２　科目等履修生または特別聴講学生となることができる者は、学部にあっては、第12条の入学資格を有する者または学長が特に認めた者、大学院にあっては、第12条の２の入学資格を有する者または当該授業科目を履修するに必要な学力があると学長が認めた者とする。科目等履修生が、当該授業科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を授与する。

３　研修生となることができる者は、本大学大学院の修士の学位を授与された者で、さらに本大学において研究の継続を希望する者、または他大学大学院の修士の学位を取得している者で、本大学において研究の継続を希望し、かつ、本大学大学院の博士後期課程への入学を志望する者とする。

４　研究生となることができる者は、本大学大学院の博士後期課程において所定の単位を修得しているが、博士学位論文審査に合格していないために、博士の学位を取得していない者で、さらに本大学で研究の継続を希望し、かつ、博士学位の取得をめざす者とする。

第43条　削除

## 第４章　奨学生制度

第44条　本大学に奨学生制度を設け、学業、人物ともに優秀な者に奨学金を支給する。

２　奨学生に関する規程は、別に定める。

## 第５章　学生納付金

第45条　削除

（入学金）

第45条の２　入学金は、別表６に定める。

（学部学生の授業料）

第45条の３　学部学生の授業料は、セメスターごとに、授業料A（固定授業料。別表７―１に定めるとおり。）および授業料B（別表７―２に定めるとおり。）の合計額とする。

２　前項にかかわらず、第９セメスター期以上の者の授業料Aは半額とし、授業料Bは履修登録した単位数に別表７―３に定める単位料を乗じた金額とする。

（大学院学生の授業料）

第45条の４　大学院学生の授業料は、セメスターごとに、アジア太平洋研究科博士前期課程の授業料を別表８―１、アジア太平洋研究科博士後期課程の授業料を別表８―２および経営管理研究科修士課程の授業料を別表８―３のとおりとする。

２　前項にかかわらず、標準修業年限を超えて在学する者の授業料は、別表８―１から別表８―３のそれぞれの下記大学院学生以外の最終セメスターに定める額の半額とする。

３　前２項にかかわらず、博士後期課程において、博士論文以外の修了要件を満たした者であって、課程博士学位取得のために標準修業年限を越えて在学する者の授業料は、別表８―４に定める。

（授業料等の納付）

第46条　学生は、セメスター期ごとに定める期日までに授業料を納付しなければならない。

２　学費とは、入学金および授業料をいう。

（停学に関わる授業料の納付）

第46条の２　学生は、停学期間中であっても、授業料を納付しなければならない。

２　停学処分を受け、卒業日または修了日が延期された学生は、卒業日または修了日を含むセメスター期分の授業料を納付しなければならない。

（非正規生の登録料等）

第46条の３　聴講生に許可された者は、指定された期日までに登録料および聴講料を納めなければならない。

２　科目等履修生に許可された者は、指定された期日までに登録料および科目等履修料を納めなければならない。

３　特別聴講学生に許可された者は、指定された期日までに登録料および科目等履修料を納めなければならない。

４　研修生に許可された者は、指定された期日までに登録料および研修生料を納めなければならない。

５　研究生に許可された者は、指定された期日までに登録料および研究生料を納めなければならない。

第47条　削除

第48条　削除

第49条　削除

第50条　削除

（授業料、その他学生納付金の返還）

第51条　既に納めた入学検定料、授業料、その他学生納付金は、返還しない。

２　前項にかかわらず、次の期日までに入学しないことを申し出た場合は、入学金を除く納付金から返還に必要な実費を差し引いた額を返還する。

(1)　４月に入学を予定する者　３月31日まで

(2)　９月に入学を予定する者　９月20日まで

３　第１項にかかわらず、退学または除籍となった者が、退学または除籍となったセメスターより後のセメスターの授業料を前もって納めていた場合、返還に必要な実費を差し引いた額を返還することがある。

４　第１項にかかわらず、休学願が不許可になった場合は、休学を申請した学生に在籍料を返還する。

（免除または減免）

第51条の２　入学検定料、授業料その他学生納付金は、免除または減免を行うことがある。

第51条の３　この学則に定めるもののほか、入学検定料、入学金、授業料、その他学生納付金に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程に定める。

第51条の４　この学則に定めるもののほか、入学、休学、復学、退学、再入学、転籍、留学、除籍および非正規生に関する事項は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第51条の５　この学則に定めるもののほか、APハウスに関する事項は、立命館アジア太平洋大学APハウス規程および立命館アジア太平洋大学セミナーハウス利用規程に定める。

第６章　改廃規程

第52条　この学則の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会が行う。

附　則

本学則は、2000年４月１日から施行する。ただし、第２条の収容定員は次のとおりとする。

2000年度：アジア太平洋学部―400名、アジア太平洋マネジメント学部―400名

2001年度：アジア太平洋学部―820名、アジア太平洋マネジメント学部―820名

2002年度：アジア太平洋学部―1,300名、アジア太平洋マネジメント学部―1,300名

附　則（2000年５月12日早期卒業制度の実施に伴う一部変更）

この学則は、2001年４月１日から施行し、2000年度入学者から適用する。

附　則（2002年４月５日大学院設置等に伴う一部変更等）

この学則は、2003年４月１日から施行する。ただし、第２条の２の収容定員は次のとおりとする。

2003年度：

アジア太平洋研究科

博士前期課程

アジア太平洋学専攻　15名

国際協力政策専攻　45名

博士後期課程

アジア太平洋学専攻　10名

経営管理研究科

修士課程

経営管理専攻　40名

2004年度：

アジア太平洋研究科

博士後期課程

アジア太平洋学専攻　20名

附　則（2002年６月７日大学院開講科目の追加等に伴う一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2003年２月４日大学設置基準等の法令の改正等並びに学期の期間変更並びに言語教育センター及びAPハウスの名称の明記並びに大学院開設並びに研修生制度、研究生制度及び大学院科目等履修生制度の設置に伴う一部変更並びに大学院開講科目の追加及び修了要件変更に伴う別表２及び別表４の一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。ただし、学期期間の変更については2000年度入学者より適用する。

附　則（2004年１月20日2004年度学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生にもその一部を適用する。

附　則（2004年２月３日執行部体制強化に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日から施行する。

附　則（2003年６月17日大学評議会および2004年３月５日文部科学省届出による入

学定員および編入学定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日から施行する。

附　則（2005年２月１日立命館大学理工系学部との連携プログラム実施に伴う一部変更）

この学則は、2005年４月１日から施行する。

附　則（2005年２月１日大学院経営管理研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2005年４月１日から施行する。

附　則（2006年１月27日学費納付規程に記載されている学費額を立命館アジア太平洋大学学則へ記載変更する。また、立命館アジア太平洋大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年４月１日から施行する。

附　則（2006年２月７日学校教育法等の一部改正、収容定員増の学則変更の認可、学部カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2006年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項の収容定員は次のとおりとする。

2006年度：

アジア太平洋学部―1,985名

アジア太平洋マネジメント学部―1,935名

2007年度：

アジア太平洋学部―2,190名

アジア太平洋マネジメント学部―2,090名

2008年度：

アジア太平洋学部―2,395名

アジア太平洋マネジメント学部―2,245名

附　則（立命館アジア太平洋大学の2007年度学費額改定及び入学金の取扱いの変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。ただし、立命館アジア太平洋大学、立命館大学（両大学各学部および研究科）出身者の入学金については2006年度秋入学者から適用する。

附　則（2006年12月12日　学校教育法等の一部改正に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年３月28日　大学院設置基準の一部改正、大学院カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年11月30日立命館アジア太平洋大学の2008年度学費額改定に伴う別表の一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月11日アジア太平洋マネジメント学部の学部学科名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

（アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科の存続に関する経過措置）

アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科は、変更後の学則第２条第１項及び同条第２項の規定にかかわらず、2009年３月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（2008年３月28日立命館アジア太平洋大学2008年度学費額改定に伴う別表の一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年11月28日立命館アジア太平洋大学の2009年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月10日国際経営学部の学位名称変更に伴う一部変更、学部の教育研究上の目的記載に伴う一部変更、大学院科目の新設に伴う一部変更、メディアを利用した科目の取り扱いについての規定等に伴う一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年５月12日　アジア太平洋学部および国際経営学部における２年次編入学定員および３年次編入学定員の設定に伴う一部変更）

この学則は、2010年４月１日から施行する。

附　則（2009年12月８日教務規程からの移行等に伴う一部変更）

この規程は、2010年４月１日から施行する。

附　則（2010年３月26日　2010年度学費額改定に伴う一部変更）

この学則は、2010年４月１日から施行する。

附　則（2010年５月11日　アジア太平洋学部および国際経営学部の入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2011年４月１日から施行する。

附　則（2011年３月25日　学部カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2011年４月１日から施行する。

附　則（2011年３月25日　2010年５月11日の定員変更に伴う経過措置の追加）

第２条第２項の完成年度までの収容定員の経過措置は次のとおりとする。

2011年度

アジア太平洋学部―2,585名

国際経営学部―2,439名

2012年度

アジア太平洋学部―2,557名

国際経営学部―2,460名

2013年度

アジア太平洋学部―2,525名

国際経営学部―2,475名

附　則（2011年４月12日　入学定員、編入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2012年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項の収容定員は、次のとおりとする。

2012年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科―2,557名

国際経営学部国際経営学科―2,481名

2013年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科―2,525名

国際経営学部国際経営学科―2,517名

2014年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科―2,490名

国際経営学部国際経営学科―2,543名

附　則（2012年２月14日　除籍要件の一部変更）

この規程は、2012年４月１日から施行する。

附　則（2014年３月18日　2014年度大学院教育課程の変更に伴う一部変更）

この学則は、2014年４月１日から施行する。ただし2014年３月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附　則（2015年３月27日　学費等納付金の改正、APハウスの規程改正、学校教育法等改正および上級講師規程廃止等に伴う一部変更）

この学則は、2015年４月１日から施行する。ただし、第45条の３にかかわらず、2014年９月21日までに入学した学部学生の授業料は、次の通りとする。

(1)　学部学生の授業料

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 授業料A | 全学部学生 | 342,000円 | 342,000円 | 342,000円 | 342,000円 |
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 307,500円 | 307,500円 | 369,000円 | 369,000円 |
| | 2回生次編入・転入 | | | 369,000円 | 369,000円 |
| | 3回生次編入・転入 | | | | |
| | 2回生早期卒業切替 | 307,500円 | 307,500円 | 492,000円 | 492,000円 |
| | 3回生早期卒業切替 | 307,500円 | 307,500円 | 369,000円 | 369,000円 |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | | | 369,000円 | 369,000円 |

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
| 授業料A | 全学部学生 | 342,000円 | 342,000円 | 342,000円 | 342,000円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 369,000円 | 369,000円 | 225,500円 | 225,500円 |
| | 2回生次編入・転入 | 369,000円 | 369,000円 | 225,500円 | 225,500円 |
| | 3回生次編入・転入 | 369,000円 | 369,000円 | 266,500円 | 266,500円 |
| | 2回生早期卒業切替 | 471,500円 | 471,500円 | | |
| | 3回生早期卒業切替 | 594,500円 | 594,500円 | | |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | 594,500円 | 594,500円 | | |

(2)　授業料Bは、次の表１の１単位あたりの単位料に、表２のセメスター単位数を乗じた金額

表１

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 1単位あたりの単位料 | 20,500円 |

表２

| セメスター | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下記学部学生以外 | 15 | 15 | 18 | 18 | 18 | 18 | 11 | 11 |
| 2回生次編入・転入 | | | 18 | 18 | 18 | 18 | 11 | 11 |
| 3回生次編入・転入 | | | | | 18 | 18 | 13 | 13 |
| 2回生早期卒業切替 | 15 | 15 | 24 | 24 | 23 | 23 | | |
| 3回生早期卒業切替 | 15 | 15 | 18 | 18 | 29 | 29 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | | | 18 | 18 | 29 | 29 | | |

(3)　第９セメスター期以上の者の授業料Aは、第８セメスター期の授業料Aの半額とし、授業料Bは履修登録した単位数分に20,500円を乗じた金額とする。

附　則（2016年１月22日　入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2017年４月１日から施行する。ただし、変更後の第２条第２項にかかわらず、2017年度から2019年度までの収容定員は、次のとおりとする。

2017年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科－2,532名

国際経営学部国際経営学科－2,588名

2018年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科－2,592名

国際経営学部国際経営学科－2,648名

2019年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科－2,652名

国際経営学部国際経営学科－2,708名

附　則（2016年３月25日　研究科委員会の構成員の資格の変更、除籍の対象の変更等に伴う一部変更）

この学則は、2016年４月１日から施行する。

附　則（2017年３月24日　カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2017年４月１日から施行する。ただし、2017年３月31日以前に入学した者については、変更後の第15条から第15条の４までは変更前の第15条に、変更後の第15条の２および第15条の４別表１は変更前の第15条別表１に、変更後の第30条の２および第30条の３は変更前の第30条および同条別表３に、それぞれ読み替えて適用する。

附　則（2018年11月30日　専門職大学、専門職短期大学の制度化に伴う一部変更）

この学則は2019年４月１日より施行する。

附　則（2019年４月26日　自由科目の追加および科目の新設に伴う一部変更）

１　この学則は2019年４月26日より施行し、2019年４月１日から適用する。

２　前項にかかわらず、2017年３月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附　則（2019年10月25日　授業料等納付金の改定に伴う一部変更）

この学則は、2020年４月１日から施行する。ただし、第45条から第45条の４までの規定にかかわらず、2015年４月１日から2020年３月31日までに入学した学部学生および大学院生の入学金および授業料は次のとおりとする。

(1)　入学金

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 入学、編入学、転入学 | 130,000円 |
| 再入学 | 13,000円 |

(2)　学部学生の授業料

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 授業料A | 全学部学生 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 |
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 294,000円 | 294,000円 | 336,000円 | 336,000円 |
| | 2回生次編入・転入 | | | 336,000円 | 336,000円 |
| | 3回生次編入・転入 | | | | |
| | 2回生早期卒業切替 | 294,000円 | 294,000円 | 504,000円 | 504,000円 |
| | 3回生早期卒業切替 | 294,000円 | 294,000円 | 336,000円 | 336,000円 |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | | | 336,000円 | 336,000円 |

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
| 授業料 | 全学部学生 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| A | | | | | |
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 |
| | 2回生次編入・転入 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 |
| | 3回生次編入・転入 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 |
| | 2回生早期卒業切替 | 504,000円 | 504,000円 | | |
| | 3回生早期卒業切替 | 672,000円 | 672,000円 | | |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | 672,000円 | 672,000円 | | |

(3)　授業料Bは、次の表１の１単位あたりの単位料に、表２のセメスター単位数を乗じた金額

表１

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 1単位あたりの単位料 | 21,000円 |

表２

| セメスター | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下記学部学生以外 | 14 | 14 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 2回生次編入・転入 | | | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 3回生次編入・転入 | | | | | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 2回生早期卒業切替 | 14 | 14 | 24 | 24 | 24 | 24 | | |
| 3回生早期卒業切 | 14 | 14 | 16 | 16 | 32 | 32 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 替 | | | | | | | | |
| 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | | | 16 | 16 | 32 | 32 | | |

(4)　第９セメスター期以上の者の授業料Aは、第８セメスター期の授業料Aの半額とし、授業料Bは履修登録した単位数分に21,000円を乗じた金額とする。

(5)　アジア太平洋研究科博士前期課程授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 下記大学院生以外 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 |
| 早期修了（1.5年） | 700,000円 | 700,000円 | 1,400,000円 | |
| 早期修了（1年） | 700,000円 | 2,100,000円 | | |

(6)　アジア太平洋研究科博士後期課程授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター |
| 下記大学院生以外 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 |
| 早期修了（2年） | 1,400,000円 | 1,400,000円 | 700,000円 | 700,000円 | | |

(7)　経営管理研究科授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 下記大学院生以外 | 900,000円 | 900,000円 | 900,000円 | 900,000円 |
| 早期修了（1.5年） | 900,000円 | 900,000円 | 1,800,000円 | |

(8)　第45条の４　第３項に関わる博士後期課程の授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） |
|---|---|
| 標準修業年限を越えて在学し、博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料 | 100,000円 |

附　則（2020年１月24日　アジア太平洋学部学部則、国際経営学部学部則、アジア太平洋研究科研究科則および経営管理研究科研究科則の制定ならびに立命館アジア太平洋大学教務規程、立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程および立命館アジア太平洋大学学位規程と学則の整理に伴う一部変更）

この学則は、2020年４月１日より施行する。

附　則（2021年３月26日　大学院設置基準の一部改正、懲戒の対象とする行為の追加、再入学資格および除籍対象の追加ならびに未納退学の削除に伴う一部変更）

この学則は、2021年４月１日から施行する。

附　則（2022年１月28日　大学評議会の審議事項に内部質保証を明記することに伴う一部変更）

この学則は、2022年４月１日から施行する。

附　則（2022年１月28日　サステイナビリティ観光学部の設置に伴う一部変更）

１　この学則は、2023年４月１日から施行する。

２　変更後の第２条第２項にかかわらず、2023年度から2025年度までのアジア太平洋学部、国際経営学部およびサステイナビリティ観光学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|---|---|---|---|---|
| アジア太平洋学部 | アジア太平洋学科 | 2,542 | 2,372 | 2,215 |
| 国際経営学部 | 国際経営学科 | 2,675 | 2,582 | 2,515 |
| サステイナビリティ観光学部 | サステイナビリティ観光学科 | 350 | 700 | 1,050 |
| 収容定員の合計 | | 5,567 | 5,654 | 5,780 |

別表１（削除）

別表２―(１)（削除）

別表２―(２)（削除）

別表２―(３)（削除）

別表３（削除）

別表４（削除）

別表５（削除）

別表６　入学金

| 項目 | 金額 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 入学、編入学、転入学 | 200,000円 |
| 再入学 | 20,000円 |

別表７―１　授業料A（固定授業料）

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 授業料A | 380,000円（1セメスター期） |

別表７―２　学部学生授業料

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 授業料A | 全学部学生 | 380,000円 | 380,000円 | 380,000円 | 380,000円 |
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 270,000円 | 270,000円 | 370,000円 | 370,000円 |
| | 2回生次編入・転入 | | | 370,000円 | 370,000円 |
| | 3回生次編入・転入 | | | | |
| | 2回生早期卒業切替 | 270,000円 | 270,000円 | 555,000円 | 555,000円 |
| | 3回生早期卒業切替 | 270,000円 | 270,000円 | 370,000円 | 370,000円 |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | | | 370,000円 | 370,000円 |

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
| 授業料A | 全学部学生 | 380,000円 | 380,000円 | 380,000円 | 380,000円 |
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 |
| | 2回生次編入・転 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 入 | | | | |
| | 3回生次編入・転入 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 |
| | 2回生早期卒業切替 | 555,000円 | 555,000円 | | |
| | 3回生早期卒業切替 | 740,000円 | 740,000円 | | |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | 740,000円 | 740,000円 | | |

別表７―３　１単位あたりの単位料

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 1単位あたりの単位料 | 22,500円 |

別表８―１　アジア太平洋研究科博士前期課程授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 下記大学院学生以外 | 650,000円 | 650,000円 | 750,000円 | 750,000円 |
| 早期修了（1.5年） | 650,000円 | 650,000円 | 1,500,000円 | |
| 早期修了（1年） | 650,000円 | 2,150,000円 | | |

別表８―２　アジア太平洋研究科博士後期課程授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター |
| 下記大学院学生以外 | 650,000円 | 650,000円 | 750,000円 | 750,000円 | 750,000円 | 750,000円 |
| 早期修了（2年） | 1,400,000円 | 1,400,000円 | 750,000円 | 750,000円 | | |

別表８―３　経営管理研究科授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 下記大学院学生以外 | 900,000円 | 900,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 |
| 早期修了（1.5年） | 900,000円 | 900,000円 | 2,000,000円 | |

別表８―４　第45条の４第３項にかかわる博士後期課程の授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） |
|---|---|
| 標準修業年限を越えて在学し、博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料 | 100,000円 |

○立命館アジア太平洋大学教学委員会規程

2015年３月17日

規程第1049号

（趣旨）

第１条　この規程は、立命館アジア太平洋大学学則（以下「学則」という。）第７条の３にもとづき、教学委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1)　教育課程の編成および実施に関する事項

(2)　教学の内部質保証に関する事項

(3)　非常勤講師の委嘱に関する事項

(4)　学則に定める転籍、留学および非正規生の受入れに関する事項

(5)　大学評議会より審議を委嘱された事項

(6)　その他教学に関する事項

（構成）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　教学部長

(2)　副学部長のうち、学部長が指名する者

(3)　教学部副部長

(4)　言語教育センター副センター長のうち、センター長の指名する者

(5)　教育開発・学修支援副センター長

(6)　教学を担当する事務部長もしくは次長

２　前項第１号の教学部長は、必要に応じて前項の委員以外の教職員の出席を求めることができる。

（委員会の運営）

第４条　委員会は、教学部長がこれを招集し、議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

３　委員の代理出席は認めない。

４　議長に事故あるときは、教学部副部長がその職務を代行する。

（議事録）

第５条　委員会の議事については、議事録を作成し、次回委員会において承認を得なければ

ならない。

（運営細則）

第６条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会の議を経て教学部長が定める。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、委員会および大学評議会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、2015年４月１日から施行する。

附　則（2022年２月１日　立命館アジア太平洋大学教学委員会構成員の変更に伴う一部改正）

この規程は、2022年４月１日から施行する。

附　則（2022年３月１日　審議事項の追加に伴う一部改正）

この規程は、2022年４月１日から施行する。

○立命館アジア太平洋大学学則

1999年12月22日

規程第450号

第１章　総則

第１節　目的

（目的）

第１条　本大学は、教育基本法の規定する教育の一般的法則と方法に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深くアジア太平洋に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。

（自己点検・評価）

第１条の２　本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自己点検および評価を行い、その結果を公表する。

２　本大学は、前項の措置に加え、本大学の教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による認証を受ける。

（情報公開）

第１条の３　本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第２節　組織

（学部）

第２条　本大学に、アジア太平洋学部、国際経営学部およびサステイナビリティ観光学部を置く。

２　前項の各学部に置く学科、入学定員、２年次編入学定員、３年次編入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 入学定員 | 2年次編入学定員 | 3年次編入学定員 | 収容定員 |
|---|---|---|---|---|---|
| アジア太平洋学部 | アジア太平洋学科 | 510 | 5 | 5 | 2,065 |
| 国際経営学部 | 国際経営学科 | 610 | 5 | 5 | 2,465 |
| サステイナビリティ観光学 | サステイナビリティ観光学 | 350 | | | 1,400 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 部 | 科 | | | | |
| 合計 | | 1,470 | 10 | 10 | 5,930 |

（大学院）

第２条の２　本大学に、大学院アジア太平洋研究科および経営管理研究科を置く。

２　前項の各研究科に置く課程、専攻および入学定員は、次表のとおりとする。

| 研究科名 | 専攻名 | 課程の別 | 入学定員 | 収容定員 |
|---|---|---|---|---|
| アジア太平洋研究科 | アジア太平洋学専攻 | 博士前期課程 | 15 | 30 |
| | | 博士後期課程 | 10 | 30 |
| | 国際協力政策専攻 | 博士前期課程 | 45 | 90 |
| 経営管理研究科 | 経営管理専攻 | 修士課程 | 40 | 80 |
| 合計 | | | 110 | 230 |

（附属施設および機関）

第３条　本大学に、アジア太平洋研究センター、言語教育センター、総合情報センター、教育開発・学修支援センター、その他の附属施設および機関を置く。

２　各附属施設および機関に関する事項については、立命館アジア太平洋研究センター規程、立命館アジア太平洋大学言語教育センター規程、立命館アジア太平洋大学総合情報センター規程、立命館アジア太平洋大学教育開発・学修支援センター規程に定める。

（学長・副学長・学長特命補佐および学部長・研究科長）

第４条　本大学に、学長および複数名の副学長を置き、各学部に学部長、各研究科に研究科長を置く。

２　学長が必要とするときは、学長特命補佐を置くことができる。

３　各学部に副学部長、各研究科に副研究科長を置くことができる。

（学長・副学長・学長特命補佐および学部長・研究科長の職務および選任等）

第４条の２　学長は、本大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

２　副学長は、学長の職務を助ける。副学長は、学長が任命する。任期は３年とし、重任を妨げない。

３　学長に事故あるとき、または学長が欠けたときは、副学長のうち、あらかじめ学長が指名した１人がその職務を代行する。

４　学長特命補佐は、学長が必要と判断する特命業務を担当する。学長特命補佐は、学長が任命する。任期は１年とし、重任を妨げない。

５　学部長は、学部に関する校務をつかさどる。学部長は、学長が任命する。重任を妨げな

い。

6　学部長に事故あるとき、または学部長が欠けたときは、教授会の構成員の中からあらかじめ学長が指名した１人がその職務を代行する。

7　各学部は、学部長を補佐する副学部長を置くことができる。副学部長は、学長が任命する。任期は３年とし、重任を妨げない。

8　研究科長は、大学院研究科に関する校務をつかさどる。研究科長は、学長が任命する。任期は３年とし、重任を妨げない。

9　研究科長に事故あるとき、または研究科長が欠けたときは、研究科委員会の構成員の中からあらかじめ学長が指名した１人がその職務を代行する。

10　各研究科は、研究科長を補佐する副研究科長を置くことができる。副研究科長は、学長が任命する。

11　学長、学部長および研究科長の選任手続は、学校法人立命館寄附行為、立命館アジア太平洋大学教授会規程および立命館アジア太平洋大学大学院研究科委員会規程に定める。

（教職員）

第５条　本大学に、教授、准教授、講師、助教およびその他の職員を置く。

（大学評議会）

第６条　本大学に、大学評議会（本条において以下「評議会」という。）を置く。

２　評議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　学長

(2)　副学長

(3)　学長特命補佐

(4)　学部長

(5)　研究科長

(6)　言語教育センター長

(7)　教育開発・学修支援センター長

(8)　総合情報センター長

(9)　立命館アジア太平洋研究センター長

(10)　教学部長

(11)　学生部長

(12)　入学部長

(13)　就職部長

(14)　国際協力・研究部長

(15)　社会連携部長

(16)　事務局長

(17)　その他評議会が必要と認める者

3　評議会は、必要に応じて前項に掲げる委員以外の教職員を出席させることができる。

4　評議会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

5　評議会は、学長が決定を行うにあたり、次の事項について審議する。

(1)　教育、研究、学生支援および大学運営の基本方針に関する事項

(2)　本大学の機構、組織および制度に関する事項

(3)　教員の人事に関する事項

(4)　本大学の内部質保証に関する事項

(5)　その他、教育、研究、学生支援および大学運営の重要な事項

6　評議会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学大学評議会規程に定める。

（教授会）

第７条　本大学に教授会を置く。

2　教授会は、教授、准教授、特任講師および助教をもって組織する。

3　教授会は、必要に応じて前項に掲げる者以外の教職員を出席させることができる。

4　教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

5　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学（再入学を除く。）、卒業および学位の授与に関する事項

(2)　教育課程の編成に関する事項

(3)　教員の雇用および昇任の教育研究業績評価に関する事項

(4)　学部、学科等の新設、増設、廃止、変更および学生の定数の変更に関する事項

6　教授会は、前項に定める事項のほか、教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。

7　教授会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学教授会規程に定める。

（研究科委員会）

第７条の２　本大学の各研究科に研究科委員会を置く。

2　研究科委員会は、当該研究科において大学院科目担当資格を有し、大学院科目担当資格審査において当該研究科を所属研究科とされた教員をもって組織する。

３　研究科委員会は、必要に応じて前項に掲げる者以外の教職員を出席させることができる。

４　研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

５　研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1)　大学院学生の入学（再入学を除く。）、課程の修了および学位の授与

(2)　教育課程の編成

(3)　大学院科目担当資格審査の教育研究業績評価

(4)　研究科、専攻等の新設、増設、廃止、変更および学生の定数の変更

６　研究科委員会は、前項に定める事項のほか、教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。

７　研究科委員会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学研究科委員会規程に定める。

（教学委員会）

第７条の３　本大学に、教学委員会を置く。

２　教学委員会は、学長が決定を行うにあたり、教学に関する事項を審議する。

３　教学委員会の組織および運営に関する事項は、立命館アジア太平洋大学教学委員会規程に定める。

（学生委員会）

第７条の４　本大学に、学生委員会を置く。

２　学生委員会は、学長が決定を行うにあたり、学生の学籍、賞罰、生活等に関する事項を審議する。

３　学生委員会の組織および運営に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学生委員会規程に定める。

（入学試験委員会）

第７条の５　本大学に、入学試験委員会を置く。

２　入学試験委員会は、学長が決定を行うにあたり、入学試験に関する事項を審議する。

３　入学試験委員会の組織および運営に関する事項は、立命館アジア太平洋大学入学試験委員会規程に定める。

第３節　学期および休業日

（学期）

第８条　１年間の学期は次のとおりとする。

春セメスター期　４月１日から９月20日まで

秋セメスター期　９月21日から翌年の３月31日まで

（休業日）

第９条　休業日を次のとおりとする。

(1)　日曜日および土曜日

(2)　「国民の祝日に関する法律」で定める日のうち学長が定める日

(3)　夏期休暇

(4)　冬期休暇

(5)　春期休暇

２　必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

３　第１項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第２章　正規課程学生

### 第１節　修業年限および在学年限

（修業年限および標準修業年限）

第10条　学部の修業年限は４年、大学院の博士前期課程および修士課程の標準修業年限は２年、大学院の博士後期課程の標準修業年限は３年とする。

（在学年限）

第10条の２　学部の在学年限は８年、大学院の博士前期課程および修士課程の在学年限は４年、大学院の博士後期課程の在学年限は６年とする。

２　第14条第１項または第14条の２の規定により入学した学生は、学校教育法第88条に定める修業年限に通算された期間を含めて、前項の在学年限を超えて在学することはできない。

３　第１項において、再入学の場合は退学前の在学期間を通算する。

４　第１項および前項にかかわらず、再入学した大学院博士後期課程の学生の在学年限は、退学から再入学までの期間を含め、６年を上限とする。

### 第２節　入学

（入学の時期）

第11条　本大学の入学時期は、毎年４月および９月とする。

（入学の資格）

第12条　本大学の学部に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、本大学の入学試験に合格した者とする。

(1)　高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3)　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8)　個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で18歳に達した者

第12条の２　本大学大学院の博士前期課程または修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、本大学の入学試験に合格した者とする。

(1)　学士の学位を有する者または大学もしくは専門職大学を卒業した者

(2)　外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定した当該教育課程を修了した者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること、および当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって第４号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認

めた者で、22歳に達した者

２　本大学大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、本大学の入学試験に合格した者とする。

(1)　修士の学位または学位規則に規定する専門職の学位を有する者

(2)　外国において前号の学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、第１号の学位に相当する学位を授与された者

(4)　日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定した当該教育課程を修了し、第１号の学位に相当する学位を授与された者

(5)　文部科学大臣の指定した者

(6)　個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達した者

（入学志願）

第13条　本大学に入学を志願する者は、入学検定料を納めるとともに、所定の手続を行わなければならない。

（入学試験の合格者の決定）

第13条の２　入学試験の合格者は、教授会の議を経て、学長が決定する。

（入学手続および入学許可）

第13条の３　合格通知を受けた者は、指定された期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の入学金および授業料を納付しなければならない。

２　前項のほか、入学時にAPハウスに入寮する者は、指定された期日までに所定の寮費を納付しなければならない。

３　前２項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

（大学院の志願等）

第13条の４　本大学大学院への志願等については、第13条、第13条の２および第13条の３の規定を準用する。この場合において、第13条の２に「教授会」とあるのは「研究科委員会」に読み替える。

（学部の編入学、転入学および学士入学の資格）

第14条　学長は、本大学の学部に編入学、転入学および学士入学を希望する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

２　本大学の２年次または３年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1)　専門職短期大学を卒業した者、前期課程および後期課程に区分している専門職大学の前期課程を修了した者、または短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者

(2)　高等専門学校を卒業した者

(3)　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上、総授業時間数が1,700時間以上または62単位以上であるものに限る。）を終了した者

(4)　修業年限が２年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者

３　本大学の２年次または３年次に転入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1)　２年次

大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に１年以上在学し、30単位以上修得した者

(2)　３年次

大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に２年以上在学し、60単位以上修得した者

４　本大学に学士入学することができる者は、学士の学位を有していなければならない。

（大学院の転入学）

第14条の２　学長は、本大学大学院に転入学、転学を希望する者については、選考のうえ、本大学大学院の相当年次への入学を許可することがある。

（編入学等の志願等）

第14条の３　編入学、転入学および学士入学の志願、選考、入学手続および許可については、第13条、第13条の２および第13条の３の規定を準用する。この場合において、これら規定中「入学」とあるのは「編入学」、「転入学」または「学士入学」に読み替える。

第３節　教育課程および履修方法等

（学部の教育課程の編成方針）

第15条　本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

２　教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

３　この節に定めるもののほか、学部における授業科目の種類および単位数、卒業に必要な単位数等については、各学部則に定める。

（大学院の教育課程の編成方針）

第15条の２　本大学大学院は、研究科および専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

２　教育課程の編成にあたっては、大学院の専攻分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう、適切に配慮する。

３　大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。

４　この節に定めるもののほか、本大学大学院における授業科目、修了に必要な単位数等については、各研究科則で定める。

第15条の３　削除

第15条の４　削除

第15条の５　削除

第15条の６　削除

第15条の７　削除

（授業方法）

第15条の８　授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれか、またはこれらの併用により行う。

第15条の９　文部科学大臣が別に定めるところにより、授業科目を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所（外国を含む。）で履修させることができる。

２　前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えてはならない。

第15条の10　第15条の８の授業を、外国において履修させることができる。

第15条の11　文部科学大臣が別に定めるところにより、第15条の８の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

（単位計算方法）

第16条　授業科目の単位数は、１単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準による。

(1)　講義および演習は、15時間の授業をもって１単位とする。ただし、言語教育科目は、30時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実習、実験および実技は、30時間から45時間までの授業をもって１単位とする。

(3)　一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二つ以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じて、前２号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会が単位数を定めることができる。

第16条の２　削除

（単位の授与）

第17条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

（他大学等における授業科目の履修等）

第18条　本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前２項の規定は、学生が外国の大学または短期大学（専門職大学または専門職短期大学に相当する外国の大学を含む。）に留学する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第19条　本大学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条第２項および第３項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

（入学前の履修単位等の認定）

第20条　本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学（いずれも外国の大学を含む。）において履修した

授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３　編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、前２項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、30単位を超えてはならない。

４　編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第18条および前条第１項、第２項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

第21条　削除

（大学院の他大学等における授業科目の履修等および入学前の履修単位等の認定）

第21条の２　第18条および第20条の規定は、本大学院においては、授業科目を大学院の授業科目と読み替えて準用する。また、第18条第２項に60単位、第20条第３項に30単位とあるのは15単位と読み替えて準用する。

２　前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

（編入学、転入学および学士入学の単位認定）

第21条の３　編入学者、転入学者または学士入学者にあっては、第20条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、２年次入学者にあっては30単位、３年次入学者にあっては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

第21条の４　本大学院への編入学者、転入学者にあっては、第21条の２の規定により、入学する前に大学院において修得した授業科目のうち、本大学院の修了に必要な単位数の２分の１を超えない範囲で、本大学院において履修し、修得したものとみなすことができる。

第22条　削除

（履修登録上限単位数）

第22条の２　学生が１年間または１セメスターに履修登録できる単位数の上限は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第23条　削除

第４節　休学、復学、退学、再入学、転学、転籍、留学および除籍

（休学）

第24条　病気、経済的事情、海外渡航、その他やむを得ない理由により３か月を超えて学業を継続することができない者は、休学を願い出ることができる。

２　休学を願い出る者は、申請時に休学審査・事務手数料および在籍料を納めなければならない。

３　休学を願い出た者に対して、学長は、学生委員会の議を経て、休学を許可することができる。

４　学長は伝染病またはその他の病気のため、大学での学修が適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

５　休学期間は、セメスター期を単位とする。

６　休学期間は、引き続いて４セメスター期を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに４セメスター期の範囲内で休学を許可することがある。

７　休学期間は、在学期間に算入しない。

８　休学する者は、休学期間に応じて在籍料を納めなければならない。

（復学）

第24条の２　休学している者が復学を願い出たときは、学長は、学生委員会の議を経て、復学を許可することができる。

（退学の許可）

第24条の３　退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（再入学）

第24条の４　退学となった者または第29条第７号で除籍となった者が再入学を願い出たときは、学生委員会の議を経て、学長はこれを許可することができる。ただし、第32条の３により退学処分となった者の再入学は認めない。

２　前項にかかわらず、退学日または除籍日を含むセメスター期の最終日の翌日から起算して３年間を経過した以降は、再入学を認めない。

３　再入学を願い出る者は、申請時に再入学審査・事務手数料を納めなければならない。

４　再入学の許可を受けた者は、指定された期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

（転学）

第25条　学生が他の大学または専門職大学に転学を志願するときは、学生委員会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

（転籍）

第26条　学部の学生で他の学部に転籍を志願する者については、２回生または３回生から同じ回生への転籍に限り、教学委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

２　大学院の学生で他の専攻に転籍を志願する者については、第２セメスターから同じセメスターへの転籍に限り、教学委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。ただし、他の研究科への転籍は認めない。

３　転籍を願い出る者は、申請時に転籍選考手数料を納めなければならない。

（留学）

第26条の２　学生が、日本国内または国外の大学もしくはそれに相当する国外の高等教育機関で、本大学との協定または合意にもとづき、正規の授業等を受けること（以下「留学」という。）を志願するときは、これを許可することがある。

第27条　留学を志願する者があったときは、教学委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

２　留学期間は、在学期間に算入する。

（二重学籍の禁止）

第28条　学生は、本大学および他の大学において学位を取得することを目的とする課程に同時に在籍することはできない。ただし、本大学と海外の大学との共同学位に係る協定による場合は、この限りではない。

（除籍）

第29条　次の各号のいずれかに該当する学生は、学生委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1)　入学手続完了者のうち就学の意思がないと認められる者

(2)　第10条の２に定める在学年限を超えた者

(3)　前条で禁止する二重学籍の者

(4)　３か月以上行方不明の者

(5)　死亡した者

(6)　出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格の入国査証を取得見込みであった学生のうち、査証の発給が拒否された者

(7)　授業料または在籍料を納めない者

第５節　卒業、修了および学位

（卒業および学位）

第30条　学長は、本大学の学部に第10条に規定する修業年限以上の期間在学し、学部則に定める卒業に必要な単位数を修得した者について卒業を認定する。

２　前項にかかわらず、学長は、本大学の学部に３年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した者について卒業を認定することができる。

３　学長は、前２項の要件を満たす者に学士の学位を授与する。

第30条の２　削除

第30条の３　削除

（博士前期課程ならびに修士課程の修了および学位）

第31条　学長は、本大学大学院の博士前期課程または修士課程に２年以上在学し、研究科則に定める修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程または修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

２　前項にかかわらず、学長は、優れた業績を上げた者については、本大学大学院の博士前期課程または修士課程に１年以上在学し、研究科則に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程または修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

３　第21条の２の規定により、本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学大学院の博士前期課程または修士課程に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、本大学院において修得したものとみなす場合であって、現に在籍している課程の教育課程の一部を修得したものとみなす場合は、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程ならびに修士課程については、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

４　学長は、第１項または第２項の要件を満たす者に修士の学位を授与する。

（博士後期課程の修了および学位）

第31条の２　学長は、本大学大学院の博士後期課程に３年（専門職大学設置基準第18条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては２年）以上在学し、研究科則に定める修了に必要な単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

２　前項にかかわらず、学長は、優れた業績を上げた者については、１年（標準修業年限を１年以上２年未満とした修士課程および専門職学位課程を修了した者にあっては３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第16条ただし書の規

定による在学期間をもって博士前期課程または修士課程を修了した者にあっては３年から当該課程における在学期間（２年を限度とする）を減じた期間とする。）以上在学し、研究科則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

３　第１項にかかわらず、優れた業績により博士前期課程または修士課程を１年以上の在学で修了した者の在学期間については、博士前期課程または修士課程における在学期間に３年を加えた期間とする。ただし、優れた業績を上げた者については、３年（博士前期課程または修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りる。

４　第１項にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に３年以上在学し、研究科則に定める単位を修得し必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りる。

５　学長は、前４項の要件のいずれかを満たす者に、博士の学位を授与する。

第31条の３　学位および学位の授与に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学位規程に定める。

第６節　賞罰

第32条　削除

（表彰）

第32条の２　学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

（懲戒）

第32条の３　学生が、次の各号の懲戒の対象となるいずれかの行為を行った場合は、学生委員会の議を経て、学長が懲戒する。

(1)　立命館アジア太平洋大学教務規程第72条に該当する行為

(2)　情報倫理、個人情報保護の取扱いに反する行為

(3)　学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為

(4)　ハラスメント行為

(5)　社会的秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）

(6)　その他本大学等の規則に違反し、または学生の本分に反する行為

２　前項各号につき、別に規程が定められている場合、その規程に従う。

３　懲戒は、退学、停学および戒告とする。

４　停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が３か月以内の場合は、修業年限に算入することができる。

５　懲戒の手続に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程に定める。

第７節　厚生施設

第33条　本大学に居住およびセミナーのための施設としてAPハウスを置く。

２　APハウスに居住する者は、寮費を納めなければならない。

第34条　削除

第35条　削除

第36条　削除

第37条　削除

第３章　非正規生

（非正規生）

第38条　本大学に聴講生、科目等履修生、研修生、研究生および特別聴講学生を受け入れるための制度を置く。

（聴講生）

第39条　本大学の特定科目の聴講を希望する者があるときは、教学委員会の議を経て、学長が聴講生としてこれを許可することがある。

２　聴講生を志願する者は、選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

（科目等履修生）

第40条　本大学の特定科目を履修し、その単位の修得を希望する者があるときは、教学委員会の議を経て、学長が科目等履修生としてこれを許可することがある。

２　科目等履修生を志願する者は､選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

（特別聴講学生）

第41条　他の大学または短期大学の学生で、本大学と当該他大学等との協定または合意に基づき、本大学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、教学委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

２　特別聴講学生を志願する者は､選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

（研修生、研究生）

第41条の２　本大学において研究を行うことを希望する者があるときは、教学委員会の議を経て、学長が研修生または研究生として研究を許可することがある。

２　研修生および研究生を志願する者は、選考手数料を指定された期日までに納めなければならない。

第41条の３　削除

（非正規生の資格および単位授与等）

第42条　聴講生となることができる者の資格は、これを制限しない。また、単位の授与はこれを行わない。

２　科目等履修生または特別聴講学生となることができる者は、学部にあっては、第12条の入学資格を有する者または学長が特に認めた者、大学院にあっては、第12条の２の入学資格を有する者または当該授業科目を履修するに必要な学力があると学長が認めた者とする。科目等履修生が、当該授業科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を授与する。

３　研修生となることができる者は、本大学大学院の修士の学位を授与された者で、さらに本大学において研究の継続を希望する者、または他大学大学院の修士の学位を取得している者で、本大学において研究の継続を希望し、かつ、本大学大学院の博士後期課程への入学を志望する者とする。

４　研究生となることができる者は、本大学大学院の博士後期課程において所定の単位を修得しているが、博士学位論文審査に合格していないために、博士の学位を取得していない者で、さらに本大学で研究の継続を希望し、かつ、博士学位の取得をめざす者とする。

第43条　削除

第４章　奨学生制度

第44条　本大学に奨学生制度を設け、学業、人物ともに優秀な者に奨学金を支給する。

２　奨学生に関する規程は、別に定める。

第５章　学生納付金

第45条　削除

（入学金）

第45条の２　入学金は、別表６に定める。

（学部学生の授業料）

第45条の３　学部学生の授業料は、セメスターごとに、授業料A（固定授業料。別表７―１に定めるとおり。）および授業料B（別表７―２に定めるとおり。）の合計額とする。

２　前項にかかわらず、第９セメスター期以上の者の授業料Aは半額とし、授業料Bは履修登録した単位数に別表７―３に定める単位料を乗じた金額とする。

（大学院学生の授業料）

第45条の４　大学院学生の授業料は、セメスターごとに、アジア太平洋研究科博士前期課程の授業料を別表８―１、アジア太平洋研究科博士後期課程の授業料を別表８―２および経営管理研究科修士課程の授業料を別表８―３のとおりとする。

２　前項にかかわらず、標準修業年限を超えて在学する者の授業料は、別表８―１から別表８―３のそれぞれの下記大学院学生以外の最終セメスターに定める額の半額とする。

３　前２項にかかわらず、博士後期課程において、博士論文以外の修了要件を満たした者であって、課程博士学位取得のために標準修業年限を越えて在学する者の授業料は、別表８―４に定める。

（授業料等の納付）

第46条　学生は、セメスター期ごとに定める期日までに授業料を納付しなければならない。

２　学費とは、入学金および授業料をいう。

（停学に関わる授業料の納付）

第46条の２　学生は、停学期間中であっても、授業料を納付しなければならない。

２　停学処分を受け、卒業日または修了日が延期された学生は、卒業日または修了日を含むセメスター期分の授業料を納付しなければならない。

（非正規生の登録料等）

第46条の３　聴講生に許可された者は、指定された期日までに登録料および聴講料を納めなければならない。

２　科目等履修生に許可された者は、指定された期日までに登録料および科目等履修料を納めなければならない。

３　特別聴講学生に許可された者は、指定された期日までに登録料および科目等履修料を納めなければならない。

４　研修生に許可された者は、指定された期日までに登録料および研修生料を納めなければならない。

５　研究生に許可された者は、指定された期日までに登録料および研究生料を納めなければならない。

第47条　削除

第48条　削除

第49条　削除

第50条　削除

（授業料、その他学生納付金の返還）

第51条　既に納めた入学検定料、授業料、その他学生納付金は、返還しない。

２　前項にかかわらず、次の期日までに入学しないことを申し出た場合は、入学金を除く納付金から返還に必要な実費を差し引いた額を返還する。

(1)　４月に入学を予定する者　３月31日まで

(2)　９月に入学を予定する者　９月20日まで

３　第１項にかかわらず、退学または除籍となった者が、退学または除籍となったセメスターより後のセメスターの授業料を前もって納めていた場合、返還に必要な実費を差し引いた額を返還することがある。

４　第１項にかかわらず、休学願が不許可になった場合は、休学を申請した学生に在籍料を返還する。

（免除または減免）

第51条の２　入学検定料、授業料その他学生納付金は、免除または減免を行うことがある。

第51条の３　この学則に定めるもののほか、入学検定料、入学金、授業料、その他学生納付金に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程に定める。

第51条の４　この学則に定めるもののほか、入学、休学、復学、退学、再入学、転籍、留学、除籍および非正規生に関する事項は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第51条の５　この学則に定めるもののほか、APハウスに関する事項は、立命館アジア太平洋大学APハウス規程および立命館アジア太平洋大学セミナーハウス利用規程に定める。

第６章　改廃規程

第52条　この学則の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会が行う。

附　則

本学則は、2000年４月１日から施行する。ただし、第２条の収容定員は次のとおりとする。

2000年度：アジア太平洋学部―400名、アジア太平洋マネジメント学部―400名

2001年度：アジア太平洋学部―820名、アジア太平洋マネジメント学部―820名

2002年度：アジア太平洋学部―1,300名、アジア太平洋マネジメント学部―1,300名

附　則（2000年５月12日早期卒業制度の実施に伴う一部変更）

この学則は、2001年４月１日から施行し、2000年度入学者から適用する。

附　則（2002年４月５日大学院設置等に伴う一部変更等）

この学則は、2003年４月１日から施行する。ただし、第２条の２の収容定員は次のとおりとする。

2003年度：

アジア太平洋研究科

博士前期課程

アジア太平洋学専攻　15名

国際協力政策専攻　45名

博士後期課程

アジア太平洋学専攻　10名

経営管理研究科

修士課程

経営管理専攻　40名

2004年度：

アジア太平洋研究科

博士後期課程

アジア太平洋学専攻　20名

附　則（2002年６月７日大学院開講科目の追加等に伴う一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。

附　則（2003年２月４日大学設置基準等の法令の改正等並びに学期の期間変更並びに言語教育センター及びAPハウスの名称の明記並びに大学院開設並びに研修生制度、研究生制度及び大学院科目等履修生制度の設置に伴う一部変更並びに大学院開講科目の追加及び修了要件変更に伴う別表２及び別表４の一部変更）

この学則は、2003年４月１日から施行する。ただし、学期期間の変更については2000年度入学者より適用する。

附　則（2004年１月20日2004年度学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生にもその一部を適用する。

附　則（2004年２月３日執行部体制強化に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日から施行する。

附　則（2003年６月17日大学評議会および2004年３月５日文部科学省届出による入

学定員および編入学定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年４月１日から施行する。

附　則（2005年２月１日立命館大学理工系学部との連携プログラム実施に伴う一部変更）

この学則は、2005年４月１日から施行する。

附　則（2005年２月１日大学院経営管理研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2005年４月１日から施行する。

附　則（2006年１月27日学費納付規程に記載されている学費額を立命館アジア太平洋大学学則へ記載変更する。また、立命館アジア太平洋大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年４月１日から施行する。

附　則（2006年２月７日学校教育法等の一部改正、収容定員増の学則変更の認可、学部カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2006年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項の収容定員は次のとおりとする。

2006年度：

アジア太平洋学部―1,985名

アジア太平洋マネジメント学部―1,935名

2007年度：

アジア太平洋学部―2,190名

アジア太平洋マネジメント学部―2,090名

2008年度：

アジア太平洋学部―2,395名

アジア太平洋マネジメント学部―2,245名

附　則（立命館アジア太平洋大学の2007年度学費額改定及び入学金の取扱いの変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。ただし、立命館アジア太平洋大学、立命館大学（両大学各学部および研究科）出身者の入学金については2006年度秋入学者から適用する。

附　則（2006年12月12日　学校教育法等の一部改正に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年３月28日　大学院設置基準の一部改正、大学院カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。

附　則（2007年11月30日立命館アジア太平洋大学の2008年度学費額改定に伴う別表の一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年３月11日アジア太平洋マネジメント学部の学部学科名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

（アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科の存続に関する経過措置）

アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科は、変更後の学則第２条第１項及び同条第２項の規定にかかわらず、2009年３月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（2008年３月28日立命館アジア太平洋大学2008年度学費額改定に伴う別表の一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年11月28日立命館アジア太平洋大学の2009年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年３月10日国際経営学部の学位名称変更に伴う一部変更、学部の教育研究上の目的記載に伴う一部変更、大学院科目の新設に伴う一部変更、メディアを利用した科目の取り扱いについての規定等に伴う一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行する。

附　則（2009年５月12日　アジア太平洋学部および国際経営学部における２年次編入学定員および３年次編入学定員の設定に伴う一部変更）

この学則は、2010年４月１日から施行する。

附　則（2009年12月８日教務規程からの移行等に伴う一部変更）

この規程は、2010年４月１日から施行する。

附　則（2010年３月26日　2010年度学費額改定に伴う一部変更）

この学則は、2010年４月１日から施行する。

附　則（2010年５月11日　アジア太平洋学部および国際経営学部の入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2011年４月１日から施行する。

附　則（2011年３月25日　学部カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2011年４月１日から施行する。

附　則（2011年３月25日　2010年５月11日の定員変更に伴う経過措置の追加）

第２条第２項の完成年度までの収容定員の経過措置は次のとおりとする。

2011年度

アジア太平洋学部―2,585名

国際経営学部―2,439名

2012年度

アジア太平洋学部―2,557名

国際経営学部―2,460名

2013年度

アジア太平洋学部―2,525名

国際経営学部―2,475名

附　則（2011年４月12日　入学定員、編入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2012年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項の収容定員は、次のとおりとする。

2012年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科―2,557名

国際経営学部国際経営学科―2,481名

2013年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科―2,525名

国際経営学部国際経営学科―2,517名

2014年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科―2,490名

国際経営学部国際経営学科―2,543名

附　則（2012年２月14日　除籍要件の一部変更）

この規程は、2012年４月１日から施行する。

附　則（2014年３月18日　2014年度大学院教育課程の変更に伴う一部変更）

この学則は、2014年４月１日から施行する。ただし2014年３月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附　則（2015年３月27日　学費等納付金の改正、APハウスの規程改正、学校教育法等改正および上級講師規程廃止等に伴う一部変更）

この学則は、2015年４月１日から施行する。ただし、第45条の３にかかわらず、2014年９月21日までに入学した学部学生の授業料は、次の通りとする。

(1)　学部学生の授業料

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 授業料A | 全学部学生 | 342,000円 | 342,000円 | 342,000円 | 342,000円 |
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 307,500円 | 307,500円 | 369,000円 | 369,000円 |
| | 2回生次編入・転入 | | | 369,000円 | 369,000円 |
| | 3回生次編入・転入 | | | | |
| | 2回生早期卒業切替 | 307,500円 | 307,500円 | 492,000円 | 492,000円 |
| | 3回生早期卒業切替 | 307,500円 | 307,500円 | 369,000円 | 369,000円 |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | | | 369,000円 | 369,000円 |

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
| 授業料A | 全学部学生 | 342,000円 | 342,000円 | 342,000円 | 342,000円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 369,000円 | 369,000円 | 225,500円 | 225,500円 |
| | 2回生次編入・転入 | 369,000円 | 369,000円 | 225,500円 | 225,500円 |
| | 3回生次編入・転入 | 369,000円 | 369,000円 | 266,500円 | 266,500円 |
| | 2回生早期卒業切替 | 471,500円 | 471,500円 | | |
| | 3回生早期卒業切替 | 594,500円 | 594,500円 | | |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | 594,500円 | 594,500円 | | |

(2)　授業料Bは、次の表１の１単位あたりの単位料に、表２のセメスター単位数を乗じた金額

表１

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 1単位あたりの単位料 | 20,500円 |

表２

| セメスター | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下記学部学生以外 | 15 | 15 | 18 | 18 | 18 | 18 | 11 | 11 |
| 2回生次編入・転入 | | | 18 | 18 | 18 | 18 | 11 | 11 |
| 3回生次編入・転入 | | | | | 18 | 18 | 13 | 13 |
| 2回生早期卒業切替 | 15 | 15 | 24 | 24 | 23 | 23 | | |
| 3回生早期卒業切替 | 15 | 15 | 18 | 18 | 29 | 29 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | | | 18 | 18 | 29 | 29 | | |

(3)　第９セメスター期以上の者の授業料Aは、第８セメスター期の授業料Aの半額とし、授業料Bは履修登録した単位数分に20,500円を乗じた金額とする。

附　則（2016年１月22日　入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

この学則は、2017年４月１日から施行する。ただし、変更後の第２条第２項にかかわらず、2017年度から2019年度までの収容定員は、次のとおりとする。

2017年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科－2,532名

国際経営学部国際経営学科－2,588名

2018年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科－2,592名

国際経営学部国際経営学科－2,648名

2019年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科－2,652名

国際経営学部国際経営学科－2,708名

附　則（2016年３月25日　研究科委員会の構成員の資格の変更、除籍の対象の変更等に伴う一部変更）

この学則は、2016年４月１日から施行する。

附　則（2017年３月24日　カリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、2017年４月１日から施行する。ただし、2017年３月31日以前に入学した者については、変更後の第15条から第15条の４までは変更前の第15条に、変更後の第15条の２および第15条の４別表１は変更前の第15条別表１に、変更後の第30条の２および第30条の３は変更前の第30条および同条別表３に、それぞれ読み替えて適用する。

附　則（2018年11月30日　専門職大学、専門職短期大学の制度化に伴う一部変更）

この学則は2019年４月１日より施行する。

附　則（2019年４月26日　自由科目の追加および科目の新設に伴う一部変更）

１　この学則は2019年４月26日より施行し、2019年４月１日から適用する。

２　前項にかかわらず、2017年３月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附　則（2019年10月25日　授業料等納付金の改定に伴う一部変更）

この学則は、2020年４月１日から施行する。ただし、第45条から第45条の４までの規定にかかわらず、2015年４月１日から2020年３月31日までに入学した学部学生および大学院生の入学金および授業料は次のとおりとする。

(1)　入学金

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 入学、編入学、転入学 | 130,000円 |
| 再入学 | 13,000円 |

(2)　学部学生の授業料

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 授業料A | 全学部学生 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 |
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 294,000円 | 294,000円 | 336,000円 | 336,000円 |
| | 2回生次編入・転入 | | | 336,000円 | 336,000円 |
| | 3回生次編入・転入 | | | | |
| | 2回生早期卒業切替 | 294,000円 | 294,000円 | 504,000円 | 504,000円 |
| | 3回生早期卒業切替 | 294,000円 | 294,000円 | 336,000円 | 336,000円 |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | | | 336,000円 | 336,000円 |

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
| 授業料 | 全学部学生 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| A | | | | | |
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 |
| | 2回生次編入・転入 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 |
| | 3回生次編入・転入 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 | 336,000円 |
| | 2回生早期卒業切替 | 504,000円 | 504,000円 | | |
| | 3回生早期卒業切替 | 672,000円 | 672,000円 | | |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | 672,000円 | 672,000円 | | |

(3)　授業料Bは、次の表１の１単位あたりの単位料に、表２のセメスター単位数を乗じた金額

表１

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 1単位あたりの単位料 | 21,000円 |

表２

| セメスター | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下記学部学生以外 | 14 | 14 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 2回生次編入・転入 | | | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 3回生次編入・転入 | | | | | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 2回生早期卒業切替 | 14 | 14 | 24 | 24 | 24 | 24 | | |
| 3回生早期卒業切 | 14 | 14 | 16 | 16 | 32 | 32 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 替 | | | | | | | | |
| 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | | | 16 | 16 | 32 | 32 | | |

(4)　第９セメスター期以上の者の授業料Aは、第８セメスター期の授業料Aの半額とし、授業料Bは履修登録した単位数分に21,000円を乗じた金額とする。

(5)　アジア太平洋研究科博士前期課程授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 下記大学院生以外 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 |
| 早期修了（1.5年） | 700,000円 | 700,000円 | 1,400,000円 | |
| 早期修了（1年） | 700,000円 | 2,100,000円 | | |

(6)　アジア太平洋研究科博士後期課程授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター |
| 下記大学院生以外 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 | 700,000円 |
| 早期修了（2年） | 1,400,000円 | 1,400,000円 | 700,000円 | 700,000円 | | |

(7)　経営管理研究科授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 下記大学院生以外 | 900,000円 | 900,000円 | 900,000円 | 900,000円 |
| 早期修了（1.5年） | 900,000円 | 900,000円 | 1,800,000円 | |

(8)　第45条の４　第３項に関わる博士後期課程の授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） |
|---|---|
| 標準修業年限を越えて在学し、博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料 | 100,000円 |

附　則（2020年１月24日　アジア太平洋学部学部則、国際経営学部学部則、アジア太平洋研究科研究科則および経営管理研究科研究科則の制定ならびに立命館アジア太平洋大学教務規程、立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程および立命館アジア太平洋大学学位規程と学則の整理に伴う一部変更）

この学則は、2020年４月１日より施行する。

附　則（2021年３月26日　大学院設置基準の一部改正、懲戒の対象とする行為の追加、再入学資格および除籍対象の追加ならびに未納退学の削除に伴う一部変更）

この学則は、2021年４月１日から施行する。

附　則（2022年１月28日　大学評議会の審議事項に内部質保証を明記することに伴う一部変更）

この学則は、2022年４月１日から施行する。

附　則（2022年１月28日　サステイナビリティ観光学部の設置に伴う一部変更）

１　この学則は、2023年４月１日から施行する。

２　変更後の第２条第２項にかかわらず、2023年度から2025年度までのアジア太平洋学部、国際経営学部およびサステイナビリティ観光学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|---|---|---|---|---|
| アジア太平洋学部 | アジア太平洋学科 | 2,542 | 2,372 | 2,215 |
| 国際経営学部 | 国際経営学科 | 2,675 | 2,582 | 2,515 |
| サステイナビリティ観光学部 | サステイナビリティ観光学科 | 350 | 700 | 1,050 |
| 収容定員の合計 | | 5,567 | 5,654 | 5,780 |

別表１（削除）

別表２―(１)（削除）

別表２―(２)（削除）

別表２―(３)（削除）

別表３（削除）

別表４（削除）

別表５（削除）

別表６　入学金

| 項目 | 金額 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 入学、編入学、転入学 | 200,000円 |
| 再入学 | 20,000円 |

別表７―１　授業料A（固定授業料）

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 授業料A | 380,000円（1セメスター期） |

別表７―２　学部学生授業料

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 授業料A | 全学部学生 | 380,000円 | 380,000円 | 380,000円 | 380,000円 |
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 270,000円 | 270,000円 | 370,000円 | 370,000円 |
| | 2回生次編入・転入 | | | 370,000円 | 370,000円 |
| | 3回生次編入・転入 | | | | |
| | 2回生早期卒業切替 | 270,000円 | 270,000円 | 555,000円 | 555,000円 |
| | 3回生早期卒業切替 | 270,000円 | 270,000円 | 370,000円 | 370,000円 |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | | | 370,000円 | 370,000円 |

| 授業料種別 | 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
| 授業料A | 全学部学生 | 380,000円 | 380,000円 | 380,000円 | 380,000円 |
| 授業料B | 下記学部学生以外 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 |
| | 2回生次編入・転 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 入 | | | | |
| | 3回生次編入・転入 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 | 370,000円 |
| | 2回生早期卒業切替 | 555,000円 | 555,000円 | | |
| | 3回生早期卒業切替 | 740,000円 | 740,000円 | | |
| | 2回生次編入・転入<br>3回生早期卒業切替 | 740,000円 | 740,000円 | | |

別表７―３　１単位あたりの単位料

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 1単位あたりの単位料 | 22,500円 |

別表８―１　アジア太平洋研究科博士前期課程授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 下記大学院学生以外 | 650,000円 | 650,000円 | 750,000円 | 750,000円 |
| 早期修了（1.5年） | 650,000円 | 650,000円 | 1,500,000円 | |
| 早期修了（1年） | 650,000円 | 2,150,000円 | | |

別表８―２　アジア太平洋研究科博士後期課程授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター |
| 下記大学院学生以外 | 650,000円 | 650,000円 | 750,000円 | 750,000円 | 750,000円 | 750,000円 |
| 早期修了（2年） | 1,400,000円 | 1,400,000円 | 750,000円 | 750,000円 | | |

別表８―３　経営管理研究科授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター |
| 下記大学院学生以外 | 900,000円 | 900,000円 | 1,000,000円 | 1,000,000円 |
| 早期修了（1.5年） | 900,000円 | 900,000円 | 2,000,000円 | |

別表８―４　第45条の４第３項にかかわる博士後期課程の授業料

| 対象 | 金額（1セメスター期） |
|---|---|
| 標準修業年限を越えて在学し、博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料 | 100,000円 |

○立命館アジア太平洋大学教学委員会規程

2015年３月17日

規程第1049号

（趣旨）

第１条　この規程は、立命館アジア太平洋大学学則（以下「学則」という。）第７条の３にもとづき、教学委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1)　教育課程の編成および実施に関する事項

(2)　教学の内部質保証に関する事項

(3)　非常勤講師の委嘱に関する事項

(4)　学則に定める転籍、留学および非正規生の受入れに関する事項

(5)　大学評議会より審議を委嘱された事項

(6)　その他教学に関する事項

（構成）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　教学部長

(2)　副学部長のうち、学部長が指名する者

(3)　教学部副部長

(4)　言語教育センター副センター長のうち、センター長の指名する者

(5)　教育開発・学修支援副センター長

(6)　教学を担当する事務部長もしくは次長

２　前項第１号の教学部長は、必要に応じて前項の委員以外の教職員の出席を求めることができる。

（委員会の運営）

第４条　委員会は、教学部長がこれを招集し、議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

３　委員の代理出席は認めない。

４　議長に事故あるときは、教学部副部長がその職務を代行する。

（議事録）

第５条　委員会の議事については、議事録を作成し、次回委員会において承認を得なければ

ならない。

（運営細則）

第６条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会の議を経て教学部長が定める。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、委員会および大学評議会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、2015年４月１日から施行する。

附　則（2022年２月１日　立命館アジア太平洋大学教学委員会構成員の変更に伴う一部改正）

この規程は、2022年４月１日から施行する。

附　則（2022年３月１日　審議事項の追加に伴う一部改正）

この規程は、2022年４月１日から施行する。

# 立命館アジア太平洋大学
# 「APUデータサイエンスプログラム(基礎) / APU Data Science Program(Basic Level) 」取り組み概要

Shape your world
APU
Ritsumeikan Asia Pacific University

**“初心者レベルから求められる情報技術とデータサイエンスへの大きなギャップを埋める”**

大学教育の中で ICT の可能性を探るためのより大きな機会を受講生に提供し、情報技術の基礎的なトピックを実社会の状況等について学ぶ。

授業トピックとしては、「情報技術の基本的な概念やデータ処理スキル」「データサイエンスへの基礎知識」「情報倫理に関する意識」等。
専門的なツールを使った基本的な情報処理スキルを身につけ、また、データサイエンスの基礎知識とそのアプリケーションに触れ、倫理的で安全なインターネットリソースを活用できるための知識を習得。

（委員会名）
教学委員会
（役割）
全学の教学制度の整合性を保ち、教育の質保証に対する責任を負う全学組織。当該プログラム実施提案、プログラム実施、プログラム評価・改善を行う
（構成員）
教学部長、教学部副部長、学部副学部長、副センター長、教学部次長
（自己点検・評価について）
学修成果や授業アンケート、外部からの意見等も踏まえ、自己点検・評価を実施

「APUデータサイエンスプログラム(基礎)」を通じて → 身につけることのできる能力 → カリキュラム → 改善・進化させるための体制、自己点検・評価を行う体制

- AIやビッグデータといった第4次産業革命のコアとなる技術について基本的な仕組みや流通や金融、医療などの現場における利活用の状況と今後の展望について理解する。
- 情報保護やデータ倫理といったデータ・AIの利活用における留意点を理解する。
- データを読み解く力、図表など説明する手法を理解する。

【修了要件】
所属学部において開講しているプログラム対象科目を単位修得すること

| | |
|---|---|
| 分野 | 教養 |
| 講義名 | 特殊講義（共通教養科目） |
| 単位 | 2単位 |
| 配当セメスター | 1回生以上 |
| 履修制限 | 選択科目 |
| 授業方法 | オンデマンド |
| 科目紹介 | 情報リテラシー (1) インターネット、データ、社会の変化 (2) データの収集、読み取り、加工、活用 (3) データサイエンスにおけるAIの技術動向 (4) AIとデータサイエンスの応用と情報倫理に関する最新のビジネス動向を紹介 |

**2023年度以降、下記の通り変更（変更点のみ）**

講義名：情報リテラシー
配当セメスター：1回生のみ
履修必須：新入生全員が履修必須